

平成27年6月佐川町議会定例会会議録（第3号）

招集年月日 平成27年6月9日

招集の場所 佐川町議会議場

開 議 平成27年6月9日 午前9時宣告（第5日）

応 招 議 員 1 番 下川 芳樹 2 番 坂本 玲子 3 番 邑田 昌平
4 番 森 正彦 5 番 片岡 勝一 6 番 松浦 隆起
7 番 岡村 統正 8 番 中村 卓司 9 番
1 0 番 永田 耕朗 1 1 番 西村 清勇 1 2 番 今橋 壽子
1 3 番 徳弘 初男 1 4 番 藤原 健祐

不応招議員 な し

出 席 議 員 1 番 下川 芳樹 2 番 坂本 玲子 3 番 邑田 昌平
4 番 森 正彦 5 番 片岡 勝一 6 番 松浦 隆起
7 番 岡村 統正 8 番 中村 卓司 9 番
1 0 番 永田 耕朗 1 1 番 西村 清勇 1 2 番 今橋 壽子
1 3 番 徳弘 初男 1 4 番 藤原 健祐

欠 席 議 員 な し

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	堀見 和道	教 育 次 長	吉野 広昭
副 町 長	村田 豊昭	産 業 建 設 課 長	渡 辺 公 平
教 育 長	川 井 正 一	健 康 福 祉 課 長	岡 崎 省 治
会 計 管 理 者	真 辺 美 紀	町 民 課 長	麻 田 正 志
総 務 課 長	横 山 覚	国 土 調 査 課 長	廣 田 郁 雄
税 務 課 長	田 村 秀 明	農 業 委 員 会 事 務 局 長	橋 掛 直 馬
収 納 管 理 課 長 補 佐	戸 田 郁	病 院 事 務 局 長	片 岡 博 彦
チ-ム佐川推進課長	片 岡 雄 司		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 河添 博明

町長提出議案の題目 別紙のとおり

議員提出議案の題目 な し

議 事 日 程 議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。

平成27年6月佐川町議会定例会議事日程〔第3号〕

平成27年 6月9日 午前9時開議

日程第1 一般質問

日程第2 常任委員会審査報告について
総務文教常任委員会

議長（藤原健祐君）

おはようございます。ただいまの出席議員数は13人です。

定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1、一般質問を行います。

昨日に引き続き、一般質問を行います。

8番、中村卓司君の発言を許します。

8番（中村卓司君）

おはようございます。8番議員、中村卓司でございます。議長のお許しをいただきましたので、平成27年6月の議会の私の質問をさせていただきたいと思っております。

堀見町政も、町政を引き受けて10月で半ば、半分という時期に至っております。また、佐川町の今後10年を担う計画で、羅針盤とも言える総合計画を立てようとしつつある現在でございます。

そこで、その総合計画の中に組み込まれるであろうという内容の質問を、今回はさせていただきますので、誠意あるお答えをお願いをし、総合計画の中で判断をしていただきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いをいたします。

この質問とは全然関係ありませんけれども、きょうの日刊新聞に、ばんと出ておりました。藤川球児君がファイティングドッグスに入団するというので、ひょっとしたら佐川町にお住まいではなかろうかという気持ちの希望もございますが、どこに住むかはまだ発表はされておられませんけれども、ひょっとすると、税金の一部が入ってきやせんろうかというふうに思っています。

また、このこともですね、今後の期待として見つめていきたいと思っておりますので、町のほうとしても、さらにファイティングドッグスに協力をしながら、町おこしに全力をあげてほしいというふうに願っておきたいと思っております。

質問に入らせていただきたいと思いますけれども。質問書の順番を若干違えてございますので、そのおつもりで質問にお答えをお願いを申し上げたいと思っております。

まず初めに、町内の小中学校の統合、今後の問題につきまして、お考えをお聞かせを願いたいと思っております。少子化は全国的に見ても、大きな問題となっていることは皆様も御承知のとおりでございます。町内でも御多分に漏れず、子供たちの数は激減をしているわけ

でございます。

とりわけ、尾川、黒岩地区は、その傾向が激しくて、1年に、子供さんが生まれる数が2人とか3人とかいった年もあるように聞き及んでおります。そこでまず最初にお聞きをしたいことは、特に黒岩、尾川の現状、子供たちの数、小学校、中学校、それぞれの現状をお聞かせを願いたいと思いますので、教育長にお答えをお願いしたいと思います。

教育長（川井正一君）

お答えいたします。小学校、中学校、それぞれの現在の、5月1日現在の児童生徒数を申し上げます。尾川小学校が29名です。黒岩小学校は35名。尾川中学校が23名。黒岩中学校が22名。以上でございます。

8番（中村卓司君）

平成27年の6月の1日現在の数字だというふうに思っておりますけれども。尾川の小学校29名、中学校23名、黒岩が35名、中学校が22名で、大変、予想した以上には多くなっているような思いもしております。

そこで、複式に、これまでなっているところもありますし、なっていくところもあろうかと思うんですが、御承知のとおり、複式学級、小学校で2クラスで16名以下。中学校で8名以下というふうになっていることでございますけれども。現在の、その小学校、中学校のですね、複式になっている現状もですね、聞かせていただきたいと思いますが、どんなものでしょうか。

教育長（川井正一君）

お答えいたします。現在、まず尾川小学校が、複式が2つございます。小学1、2年生で複式。そして小学校3、4年で複式。あとは、5年、6年は単式の学級です。

それから、黒岩小学校は小学2年、3年で複式。黒岩小学校は複式は1つだけでございます。国の基準から、先ほど中村議員さんがおっしゃったように、16人以下でありますと、本来、黒岩、尾川小学校は全て複式になるところですが、加配教員をいただいておりますので、それで1つ複式を解消しております。

また、黒岩小学校も、教頭先生がクラス担任をしていただきまして、複式を1つ解消しておると。そういうのが現状でございます。

8番（中村卓司君）

現在の状況はそういうことで、よくわかりましたが、今後ということが、今回の質問の課題ということになってございますので、28年、29年、30年、まあ10年ぐらいですね、見通し、10年はちょっと難しいですね。小学生が7歳でございますので、6年ぐらい後ということになりますと、現在の1歳から6歳の人数というのがかかわってこようと思っておりますので、これから先に複式になっていこうという数字も、現在の子供さんの数字だけで算定するしかございませんので、そこがわかっておれば、聞かせていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

教育長（川井正一君）

お答えいたします。本年6月1日現在、住民登録されております小学校校区別の1歳から6歳までの子供の人数を申し上げます。これは本年度中に1歳から6歳になる、6歳児が来年は小学校1年になるという、そういうことでございます。

まず、尾川地区は1歳児が6名、2歳児が2名、3歳児が4名、4歳児が3名、5歳児が5名、6歳児が4名の合計24名ということになっております。

黒岩地区は、1歳児が6名、2歳児が5名、3歳児が8名、4歳児が10名、5歳児が7名、6歳児が5名の合計41名となっております。

この数字をもとに、今後の学校の児童生徒数を計算していきますと、まず尾川小学校につきましては、来年度も引き続き、全ての、加配教員がないという前提でいきますと、全て複式。3学級編成になるのが前提でございます。ただ、平成29年は1年生に5名入ってきますので、複式が解消されまして、平成29年は、複式は2学級、2つとなりますが、その後、今の1歳児が小学校へ上がる平成33年まで、その間は全て複式学級ということが尾川では生じます。

次に、黒岩小学校につきましては、平成28年、29、30、31と、今後4年間は複式学級が2つ、これも教頭先生が学級担任をしないという前提でやりますと、複式学級は2つ出てまいります。平成32年には、若干生徒数が増える関係で複式は1つ。そして平成33年はまた複式が2つできると。こういう状況でございます。

こういった流れの中で、今度は中学校でございますが、尾川中学校は現在複式はございませんが、将来的に見てみますと、平成32年以降は全て複式学級が生じる状況でございます。

また、黒岩中学校につきましては、生徒数は一定おるんですが、年度によって若干少ない年が生じまして、平成 30 年と 31 年、の 2 年につきましては複式が生じる。それ以外は、複式は解消されております。以上でございます。

8 番（中村卓司君）

今回、質問の項目で取り上げさせていただいたのは、注目をされるのは、中学校の複式ってということがまず前提という意味で取り上げさせていただいたんですけれども、今の理想とされているクラスの数、一般常識ってということもございましょうけれども、国、県、それぞれの理想とするクラスの人数っていうものが、指針が出されておるようにも聞いておりますので、理想のクラスの人数というものが出ておればですね、聞かせていただきたいと思います。

教育長（川井正一君）

お答えいたします。まず、文部科学省が策定しました公立小中学校の適正規模、適正配置に関する手引きというものが本年 1 月に公表されております。それによりますと、望ましい学校規模につきましては、小学校では複式学級を解消するためには、少なくとも 1 学年 1 学級以上となる 6 学級以上が必要となる。また、全学年でクラスがえをしたり、学習活動の特質に応じて、学級を越えた集団を編成したりするためには、1 学年 2 学級以上となる 12 学級以上が望ましいと考えるとされています。

また、中学校につきましても、全学年でクラスがえを可能としたり、学級を越えた集団編成を可能とするためには、1 学年 2 学級以上となる 6 学級が必要である。また、免許外指導をなくしたり、全ての授業で教科担任による学習指導を行ったりするためには、少なくとも 9 学級以上を確保することが望ましいとされています。

次に、高知県教育委員会の小中学校適正規模検討委員会が策定しました高知県における小中学校の適正規模についての報告書が、これはもう 10 年ぐらい前になるんですが、平成 17 年 3 月に公表されています。

それによりますと、こちらは学級の人数についても触れております。学級の人数については、子供たちの教育効果の観点から 20 人程度かそれ以上が望ましい。また、学習教育条件の観点からは 25 人程度かそれ以上が望ましいとされています。

また、学校規模につきましては、学校経営の観点から小学校は最低 12 学級程度、中学校は最低 6 学級程度が必要であるとされています。

この2つの報告書から見てくることを申し上げますと、学級の人数は、20 人から 25 人程度が望ましい。学校規模は、小学校が 12 学級以上、中学校が 6 学級から 9 学級程度以上が望ましい、となります。以上でございます。

8 番（中村卓司君）

ということで、文科省、県なりの理想の人数というものが発表されているわけですが、現在の人数では、とてもじゃないですけども、特別、子供が増えるっていうことでも現状ではございません。

そこで、その現状を、今、発表いただいた人数の指導はあるんですけども、現状として、望まじきあるべき姿っていう部分を考えたときに、教育長の立場では、今の現状を打破したほうがいいのか、それとも現状のままでいったほうがいいのか、国の指針を踏まえてですね、教育長のお考えで結構でございますけれども、お聞かせを願いたいと思います。

教育長（川井正一君）

お答えいたします。先ほど、国なり県なりの報告書の人数、学級規模、学校規模を申し上げたわけなんですけど、この規模を満たしておりますのは、佐川町内の学校では佐川小学校と佐川中学校だけでございます。

ただ、先ほど黒岩、尾川地区につきましては、本年 6 月 1 日現在の 1 歳児から 6 歳児の人数をもとに生徒数を申し上げたわけなんですけど、この人数は当然、佐川小学校校区あるいは佐川中学校校区についても同じように推計は可能でございます。

例えば、佐川小学校 6 年後、今現在佐川小学校は 359 名の児童数がおるわけなんですけど、平成 33 年には 290 名と、マイナス 69 名大幅に減ってまいります。これでいきますと、単純に 6 年で割りますと、1 学年 50 人を切るような状況になってまいります。

また、佐川中学校は現在 262 名の生徒数がおるわけなんですけど、12 年先まで中学生は推計可能でございますけど、12 年先の平成 39 年までいきますと、佐川中学校は 168 名と、マイナス 94 になります。まず、これでいきますと、佐川中学校も各学年 50 名程度の人数に

なってきました、2学年になってくるということで、これは、尾川、黒岩地区だけの問題ではなく、佐川町内全ての学校が生徒減少期を迎えておるといことがありますが、尾川、黒岩両地区の学校のことだけを考えるのではなくて、町全体として学校を今後どのようにするのかということは考えていく必要があるかと思いますが、ただ、現時点で、この国、県が言われておる数字というものは、あくまでも望ましい数字ということでございまして、私ども現場として感じておりますのは、望ましいことはそのとおりであるけれども、これをそのまま当てはめていくと、もう佐川町内には佐川小学校と佐川中学校しか残らなくなる、というような事態も考えられますので、この点については、今後、慎重に考えていく必要があるというふうに考えております。以上でございます。

8 番（中村卓司君）

ありがとうございます。少し踏み込んだお答えが欲しいかなということで、教育長のお考えは、望ましい姿が、あるべき姿が、現在行われているのか、それとも将来的に、統合とかいうことが必要であろうかなという分をお考えなのかなという分を聞かせていただきたいんですけど、今一度、教育長の考える将来の姿、こうあっていきたい、文科省の数字も含めてですね、教育長のお考えで結構ですが、通り一遍の数字ではなくてですね、教育長としてのお考えをですね、再度お聞きをさせていただきたいと思いますが、よろしくお願ひします。

教育長（川井正一君）

お答えいたします。佐川町の将来を担う子供たちが望ましい教育環境のもとで学ぶということは、やはり求められると思っております。ただ、そういう基本的な考え方はあるんですが、現時点ではイコール学校統合がよいのかということになりますと、必ずしも学校統合だけが解決法ではないと思っております。

やはり、地域に、それぞれ根ざした学校として、地域とともに歩む学校として、それぞれの学校は学校活性化に向けた取り組みを進めております。そういったことを踏まえまして、現時点、当面はそれぞれの学校の取り組みを支援していく、そういったことをもって学校統合前提ではなく、地域の学校として少しでも頑張ってくれるような方策を考えていくほうが、現時点では大事ではないかというふうに考えております。以上でございます。

8 番（中村卓司君）

なかなか、極端なお話はできにくいかとは思いますが、このこともですね、川井教育長に対して私のほうから、以前も質問をしたこともございますし、そのときに、こんな投げかけをさせていただいたことを覚えております。

もう、数年前というか、年度をもう忘れましたが、私が教厚の委員長をしてるときに、佐川中学校の新築の問題いろいろありまして、統合ありきなのか、なしなのかっていうことで、尾川地区、黒岩地区の御父兄の皆さんにお話を聞いて、クラスの数とかですね、部屋の数とかですね、そういうことに役立とうということで、当時、藤田教育長でございました。そのときに、現地の、現地というか尾川の住民の皆さんにお話を聞かせていただいたことがございます。

その声はですね、やはり、地域から小学校なり中学校がなくなるということになれば、地域が疲弊をしてしまうということで、ぜひですね、統合ではなくてですね、現在のままで進んでほしいという声がある一方、保育園、さらに保育園に入っていない父兄の皆さんに声を陰で聞きますと、余り人数が少ないと子供たちの教育によくないので、ぜひ統合してもらいたいという声が、全員ではありませんけれども、声なき声として、私が会議から帰るときに、そっと呼び止められまして、実はこうなんですよ、っていう声も聞かせていただいたことがございます。

ほんとに、子供の教育に何が大事なのかということについてはですね、もっとですね、地区民全体の声を拾い上げる必要が大事ではなかろうかと思うんですが、その地域の皆さんの声、大きい声の方たちよりも少し、なかなか言いにくいけれどもと思っている父兄の皆さんに耳を傾けるっていうことが、機会がありましたでしょうか。それとも、今後そういうようなことを聞くっていうようなことの方法をとっていただけるのか、そこのへんをお聞かせを願いたいと思いますが、よろしく願いいたします。

教育長（川井正一君）

まず、地域の声ということでございますが、尾川小中学校につきましては、平成 24 年に、確か小中一貫校になったと思うんですが、その前段の前に、平成 22 年だったと思いますが、私ども、教育委員全員と尾川地区の保育、それから小中学校の P T A の役員の方、また地元の、今の自治会長さん、そういった方々と意見交換をさして

いただきました。

皆さん方全ての御意見として、尾川に今後とも学校を残していただきたいと。そういう強い希望を受けまして、そういったことを背景として地域に学校を残すためにぜひとも小中一貫校をやっていただきたい、そういった声を受けて小中一貫校を開校したという経緯がございます。

また、黒岩地区につきましては、具体的に私自身、特に聞いたことはございませんが、今後、そういった地域の皆様の声、あるいは保護者の声、私どもとしては十分聞かせていただきたいと考えておりますので、またそういった機会、つくれるようには考えていきたいと思っております。以上でございます。

8 番（中村卓司君）

いずれにいたしましても、佐川小学校、佐川中学校、町立の小中学校でございますので、最終的には町長の判断っていうものが決定的な判断になるかと思うんですが、前榎並谷町長の時代には、統合ありきの形で、佐川中学校をこしらえたという経過がございます。ただ、地域の皆さんが、疲弊をしていく地域っていうふうになることはやめたいという意向もあったようでございますけれども。

堀見町長はですね、最終責任者として、その子供たちの教育に関しての今後のあり方、統合ありきなのか、それとも地域で独立して頑張っていたかどうか、基本のお考えがあらうかと思っておりますので、聞かせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

町長（堀見和道君）

おはようございます。御質問いただきましてありがとうございます。中村議員の御質問にお答えをしたいと思います。

学校の統合の問題につきましては、統合ありきという形では考えてはおりません。尾川地区、黒岩地区、加茂、斗賀野、それぞれ地域の地域性、地域での考えがあります。文科省の掲げているあるべき姿の学校をつくるのが、ほんとに子供たちにとって幸せなことなのかどうかっていうことは、一概には言えないんじゃないかなあというふうに思っております。

例えば、ちょっと個々の話になりますけども、昨年度の尾川中学校の3年生、もう卒業して今は高校生になりましたが、5名の中学生がおりました。個人的に縁がありまして仲良くさせていただいた学年ではありましたが、少ない5名の中ですばらしい人間関係

を構築して、人間性にも豊かで、ああほんとにこの子たちは立派な大人になるんだろうなあ、今の尾川の教育ってどのような教育をされているんだろうなあ、少ないながら、やはり人間関係をしっかりとつくって自分たちの目標を掲げながらやってるんだなあということが感じ取れました。

人数が多い少ないで、いい学校、そうでない学校、あるべきもの、あるべき学校じゃない、そういうものが一概に言えないなあということを目の当たりにしたというすごく強い印象が残っております。

また、よく話題に上りますけども、海士町、島根県の海士町の島前高校という高校があります。地理的には島ということで、この佐川町とは違いますけども、もうほんと廃校寸前の高校が、今では全国的に注目される高校になっております。島外から留学をして来るという子供たちもいるという話も聞いております。

ぜひ、一度見に行ってみたいなあというふうに思っておりますが、島前高校を卒業して今早稲田大学に行っている大学生、学生は、30歳になったら、将来海士町へ戻って僕は町長をやりたいんだということを書いてるという話も聞いております。ですから、一概に何がいいのかっていうのはすごく決められないなあというふうに思っております。

今、尾川地区、尾川小中学校では、集落活動センターの取り組み、あったかふれあいセンターの取り組みも含めて、地域で学校を温かく見守っていこうという活動が、すごく広がっていきつつあります。また、学校の中では、ICT、インターネットとかインターネットに属する機器、例えばタブレットの端末とか、そういうものを使って、子供たちによりよい教育をしてみたいということで検討してくれてる先生たちもいます。一生懸命取り組んでいただいているその形を大事にしたいなあというふうに思っております。

最終的には、やはり地域の皆さんが、その学校、地域の学校をどのように考えるのかということ、地域の皆さんで話し合う、胸襟を開いて話し合って、学校も含めた地域のあり方、幸せづくりを考えていただいて、それを尊重して、町としては学校の統合の課題につきましても検討していきたいと、そのように考えております。以上です。

8 番（中村卓司君）

わかりました。一概に、文科省の言う数字が正しいってということ

ではなくて、それぞれ地域に合った個性ある教育もありだというふうな思いを聞かせていただきました。

それならばですね、今後、総合計画の中で、それなりの方針が出てこようかと思しますので、ぜひですね、全力を挙げて黒岩地区そして尾川地区の少子化に歯止めをつける行動をとっていただきたいし、そのこともですね、ぜひ総合計画の中で、具体的にこういう方法で地域を盛り上げていくということもうたっていただきたいというふうに思っていますので、よろしく願いを申し上げます。

次に移らせていただきます。

次の質問は、地方創生事業につきまして、お聞かせを願いたいと思います。

地方創生事業というのはちょっとおかしいんですけども、地方創生法という形で行われるわけでございますけれども。町長の行政報告の中に、この法に基づき、総合的戦略の策定に取り組むことについて、詳しく町長の行政報告の中から説明がありました。それに乗っかかるような、乗るような事業として、まずは自伐型林業、そして移住促進といった事業が、早速この地方創生法の中で活用しようということの実施されようとしているわけでございますけれども、これ以外に、この地方創生に組み入れられるような事業をどのようにお考えになっているのか、例えばの話で構いませんけれども、こんな事業ものるよねと、こんなこともありかなあと、いうふうなお考えがありましたらですね、お聞かせを、まず願いたいと思いますのでよろしく願いいたします。

町長（堀見和道君）

お答えをさせていただきます。地方版総合戦略に最終的に総合戦略としてのせる場合に、K P I、**Key-Performance-Indicator** という英語の頭文字をとってますが、ちゃんと明確に数値目標を上げられるものを総合戦略としてのせてくださいという前提があります。そこが曖昧になると、その事業は総合戦略としては認めませんという、国の、内閣府からの指導もあります。現時点で、仕事づくり、ひと・まち・しごとということで、仕事づくりに関しましては農業振興の分野、あとは観光ですね。観光も一つの産業と捉えておりますので、農業と観光について総合戦略にのせることができるのか、それを今検討をしております。

その前提として、具体的な数値目標をしっかりと持てるかどうかということが、鍵になってまいります。それが、この10月までにしっかりと組み上げができるかというところが、一つの課題になりますけれども、間に合う、これでいけるなどというめどが立てば、広く皆さんにも意見を聞きながら、総合戦略にのせていくということがあり得るかなあというふうに思っております。

あとは、移住促進、子育て支援につきましても、今の施策に何か上乘せできるもの、盛り込めるものがないかということは、今、担当課のほうでも検討しておりますが、また、総合計画の審議会の中で、皆さんにも意見をお伺いしたり、また個別に、今金融機関にも相談をさせていただいたりもしておりますので、広く意見を集約しながら、また今後開催しますまちづくりサロンの中でも意見をいただきながら、最終的には練り上げていきたいと、そのように考えております。以上です。

8番（中村卓司君）

今の質問の中では、どのようなものが自伐型林業以外に、ということ質問させていただきましたけど、少し話が戻りますけれども、この自伐型林業の事業ということがですね、今後、どのような発展をしていくかっていうことも、そのほかの事業を入れるについての大きな影響があるかと思うんですが、昨日の質問の中で、皆さんがたくさんその自伐型林業につきましての質問をしていただきましたので、だぶる点あるかもわかりませんが、今一度、町長のお考えで、この自伐型林業の将来の発展の仕方というものをですね、聞かせていただいたらと。それからまた次の質問をさせていただきたいと思うんですが、将来の展望といいますか、それのお考えをもう一度、だぶることもあるかもわかりませんが、お聞かせを願いたいと思います。

町長（堀見和道君）

お答えをさせていただきます。当面は、地域おこし協力隊員を毎年5名採用を予定しております。10年ほど続けて、定着率、定住の様子を見ながら判断をしていかなければいけないと思いますが、1期生があと2年弱で卒業、地域おこし協力隊員を卒業ということになります。その時点で、地域おこし協力隊を卒業しますので、自伐型林業の受け皿としての会社ができればいいなというふうに思っております。

その会社で、地元、例えば佐川高校を卒業した高校生で、林業をやってみたいという子供がいたときに、会社として受け入れられるような、そういう体制ができてくるといいのではないかなあというふうにはイメージはしておりますが、今、具体的に佐川町内で自伐型林業に取り組んでいただいている方の話をしっかりと聞きながら、専業でやりたい人もいます、副業でやっていきたいという考えの人もいます、そのいろいろな意見を集約をして、まずは2年後に向けて形をつくっていききたいなど。

会社組織に入らずに、自伐型林業にいきなりこう入っていくというのは、例えば、若い、高校を卒業したばかりの人たちだと、なかなか二の足を踏むということも考えられます。ですから組織をつくるということが一つの受け皿にはなり得るかなあ。

あとは森林組合とか、あと会社で、仁淀川で林業をやっている会社もありますけども、佐川町としても、新しい雇用の場、雇用創出ができる母体が欲しいなあと、そのように考えております。以上です。

8 番（中村卓司君）

町長が選挙出られたときに、この声を上げられて、私もその、初めてその話を聞いたときに、何で今、林業なのか、ということに恥ずかしながら、即そういう思いがしました。新しいことを始めるにつきましては、地元地域そして初めての方に、何でだろうという思いから発想始まっていくことだというふうに思います。

そこでですね、私のような思いがですね、ある方が、最初の私の思いがある方がまだまだ佐川町内には、地域にはいると思うんです。そこでですね、これはきつく言うことではありませんけれども、いわゆるこの事業は行政指導から地域の皆さんに話が進んでいった事業というふうに、私は受けとめています。

例えば、はちきんの店っていう店ができたときには、農家の声、庭先のおばちゃんからの声を吸い上げる形である事業が始まっていき、どんどん広がっていったという経過がございます。そのことから考えると、少し、行政指導っていうところで、しんどい思いがしてるのではないかと。

別に私は、この林業に対して反対するわけではございませんけれども、そのことを町の行政のほうからですね、もっと浸透していくっていう努力をさらに、普通以上にですね、努力していく必要があらうかと思うんですが、そのへんの町長の考えがありましたらで

すね、聞かせていただきたいと思います。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。全てにまんべんなく情報を行き渡らせるということは、ほんとに難しいことだなあ、というふうに今感じております。この自伐型林業のことだけではなくて、町が税金を使って取り組んでる事業、全てにおいて細かく広く住民の皆さんに伝えていかなければいけない、というふうに思っております。

広報などを通して、情報を、こちらとしては伝えさせていただいてるというふうに思っても、やはり届いてない方もおりますので、いろいろな形で、しっかりと情報は伝えていきたいなというふうに思っております。以上です。

8番（中村卓司君）

自伐型林業だけの話をしていきませんけれども、この事業に対しての、まだまだ本腰を入れて、あ、ほんとにいい事業だなということで、思い入れを持っている皆さんはまだ少ないかと思うんです。

ただ、私が議員生活の中で、町執行部の行ってきた事業をです、いくつかです、頭の中に浮かべてみました。例えば、先ほど、藤川君の、言われたファイティングドッグスが佐川町に来る、町のほうから住宅の金を免除する、それとか、古くはですね、町民プールをつくる事業、それから桜座をつくるふるさとの1億のお金を使った事業とかです、箱物でいいますと、高北病院をつくったりですね、佐川中学校をつくったりという数々の、町内では事業をしてきたわけです。これなんかも全て、行政指導で行われてきたということでございます。

ただ、失敗した事業もあります。水の科学、これをですね、佐川町に持ち込んで、ある程度のお金をつぎ込んだ、ところがまさに、水の泡に消えたというふうなこと、失敗でございますし、霧生関の問題はいろいろな問題取り沙汰されていますけれども、町長は凍結という形で取り組んでいます。そして、記憶に新しいソニアの問題。15億っていう金額が消えてしまいました。全て佐川町の負担金ではありませんけれども、3分の1ぐらいの金額がですね負担をされて、佐川町の負担金として消えてしまいました。そういった失敗例も数々あるわけでございます。

しかしですね、例えば地乳、役場の職員が大変努力をされて、そして町おこしとして成功しつつある課題でございます。こういった

成功事例もありますけれども、それなれば、この自伐型林業もぜひ失敗の道にならずに成功してほしいというふうに私は思っています。

特に、ひと・まち・しごと創生、このことが国のほうから打ち出されたことはですね、それにぜひ乗っかってですね、それを利用してですね、成功への道を歩んでいただきたいと思いますし、町長の言う日本の国、山がたくさんあって、それがほんとの資源だということをおながち日本人は忘れがちであるけれども、ほんとは資源としてありますよと、それを利用しないというのは余りにももったいないという方向性の中から、これを将来、ほんとに資源として利用するチャンスだというふうに思っています。

国が認めていただいて、特に佐川の自伐型林業を手本としながら進めていこう、というふうな方向も出されているように町長のほうから報告もございました。

高知県では、それから、今から数年前に、84運動ですかね、高知県の森林が84%ということで、既にその旗を揚げたグループもあるようにも聞き及んでおります。ぜひですね、この道がですね、成功していくようにお願いをしておきたいと思います。

そこで一つ提案がございます。今、自伐型林業で収入ってというのは製材を売るなり、そして加工品として燃料として使う道というのが収入源であり、国、県のほうからの補助またこの創生の事業にのった補助金でいこうとしてるんですけれども、もう少し視野を広くして、例えば、最初に申しあげました佐川町の皆さんにもっと広く知っていただける意味、またこの事業を利用していただける意味を、町民に広める意味も込めてですね、木材、製材をですね、製材というかその材料をもっと使えるものがありはしないかというふうなことの知恵をくみ上げるような事業として、皆さんの知恵を借るようなですね、方法をとっていただけるようなことはできまいかというふうに思うんですが、町長、いかがですか。

町長（堀見和道君）

お答えをさせていただきます。林業で生計を立てながら、切った木をどういうふうに流通させていくかという部分におきまして、今回、地方創生の中で、ものづくり、切り出した木を使ってものづくりによる新しいチャレンジをしたいなということで、今回の地方創生にも上げております。

デジタル加工、デジタルファブリケーションと言いますけども、

レーザーカッターというものを使って木の加工をしたりとか、あと切削加工機を使って木のボールをつくったりだとか、いろいろその加工したものづくりをする可能性が広がってます。それを、佐川町では学校教育の中で、少し子供たちに触れる機会をつくれなかなあというふうに思ってます。

子供のころから木に触れて、木に親しんで、佐川の山からとれた木でこういうことができるんだっていうことを体感をしてもらうことで、時間はかかるかもしれませんが、将来、山に興味を持ってもらえる、木っていうものに興味を持ってもらえる子供が増えていただければいいなど。

子供が知ることによって、親も知っていただくっていうこともできましょうし、また、佐川町の取り組みは、ものづくりに対する取り組みにつきましても拠点を設けて、幅広く、いろんな人に来ていただけるような、そんな仕掛けも取り組んでいきたいなあというふうに考えてます。以上です。

8 番（中村卓司君）

ぜひですね、私みたいな凡人が考えつかないような知恵もたくさん、ほかの方は持っていると思いますので、そういった子供たちにも広げる、そう運動もしてほしいし、私、なぜこんな発言をさしていただいたというのは、ごっくん馬路村の東谷君、組合長でございますけれども、君というのは申しわけない、同級生なんで君と申し上げますけど、あの人の発想というのが、すごい発想を持っておられて、ゆずっていうものに着目をしながら、ゆずドリンクなんですけど、現在では種を利用した化粧品、それからアトピー、この問題にですね、そのものを利用してどんどんこの利用価値を広げていってるといって姿がございます。

個人的にすごい才能をお持ちの方なんですけど、地域の皆さんも本来なら協力するっていうものが確かなんですけど、彼が営林署の土地を買うときにですね、当時の馬路村の議会が大反対をして、また東谷が一人で走り出した、何とかとめないかんという話まで起きたようございましてけれども、とうとう彼は説得をして、今の工場を建てたという経緯がございます。

そういった意味で、どんどんチャレンジをすることが必要であります。そのことは東谷君ということで、置いといて、佐川にもぜひですね、そんなチャレンジ精神を持った、この自伐型林業が成功して

ほしいと思うんですが、そこでですね、私が思うのには、もう少し知恵を借る意味で、例えばです、木を利用する人、これは大工さんですよ。大工さんたちを集めてですね、木を使ったものでこういうものがないか、ああいうものがないか、皆、知恵を出してよというふうな、大工さん集めての会もしてはいいか、大豊町では、犬小屋をつくってですね出してる方もおるんですよ。例えば、そういうふうな発想の違いの中からですね、聞く耳を持つていうことの段取りができるという姿をですね、ぜひ、お願いをしておきたいと思います。

またですね、その木が佐川町で使われる、例えば、新しいお家を建てる時には、その自伐型林業の皆さんが出した木を使って家を建てる。そういったこともありではないかと思えますし、それに対する何らかのメリットがあるような形も、事業として成り立つてはないかというふうに思っています。

そういう意味で、新しい知恵を出せるような組織を、組織とかそういうテーブルをですね、ぜひ町長につくっていただきたいという意味で提案をさせていただいたんですけれども、もう一度それで、そのことについてお聞かせを願いたいと思いますが、どんなものでしょう。

町長（堀見和道君）

ありがとうございます。御質問にお答えさせていただきます。いろんな視点で物事を考える、アイデアを出していくということはとても大切だというふうに考えております。

今、中村議員から提言いただきました内容につきましても参考にさせていただきたいというふうに考えております。以上です。

8番（中村卓司君）

ぜひですね、この事業が成功するように、私も微力ながらですね、協力をさせていただきたいと思ってございますので、成功させるように頑張りますし、行政のほうも全力を尽くして成功へ導いていただきたいと思えます。

また、この材料もですね、この、循環するような、組織が循環するような形をとればいいなというふうに思っていますので、ぜひよろしくお願いを申し上げまして、この質問は終わらせていただきます。

次の質問をさせていただきます。メガソーラー事業につきまして

の現状につきまして、お聞かせを願いたいと思いますが。

これはまだ始まったばかりの事業でございまして、どのように発展するかせつか、発展するような事業ではないんですけども、安定的に供給ができ、電力が配送されて行政にお金が入ってくるということなんですけども、現状の収支とかですね、それから地域の環境に対して、いろいろな問題が現在の中で起きてないのか、また住民の声の皆さんの中で、不具合についての申し込みが現在のところあってるのか、ないのか、それもあわせてお聞かせを願いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

チーム佐川推進課長（片岡雄司君）

おはようございます。中村議員の御質問にお答えをさせていただきます。メガソーラーの件ということで御質問いただきました。町とですね県、民間が出資をしております高知メガソーラー株式会社が、去年の4月に設立をされておまして、10月より稼働しております荷稻のメガソーラーの発電の現状についてですが、収入につきましては、昨年10月17日より売電を開始しまして、10月からことしの3月の約6カ月間でですね、収入約2,600万円。管理費等の支出、約2,300万円となっております。当初の予定よりですね、売電の時期が早まった、当計画では12月からの売電となっておりますが、10月に早まったということもありまして、1年目の当初計画で思っておりました売電収入1,528万3千円より上まわった収入となっております。

なお、27年の6月、今月中にですね、開催予定をされております平成26年度の総会におきまして確定をした収支決算が報告される予定となっておりますので、御報告をさせていただきます。

それと、あと1点、環境についての御質問がありました。今現在のところ地権者、近隣の方などから、また地域のほうからも苦情等については、いろいろ出てきてはおりません。また、高知メガソーラー株式会社からも、問い合わせをしておりましたが、環境への影響についても報告はないと聞いております。また、設置以来、パネルやパワーコンディショナー等の不具合についても故障等の報告もあっておりませんので、報告させていただきます。以上です。

8番（中村卓司君）

不具合っていうものが現在のところはないということなんですけど、もし、割れるとかですね、水に浸かるとかですね、不具合がで

きたときのメンテナンスに対する負担ていうのが契約書の中でうたわれていると思うんですが、まるきり、町としての負担はないのか、それとも3分の1、出資で割るのか、そこのへんを明確になっておればですね、聞かせていただきたいと思います、いかがでしょうか。

チーム佐川推進課長（片岡雄司君）

設置する前の協定書、高知県と佐川町、地域環流メガソーラー発電事業者に関する協定書の中にですね、うたっております、メガソーラー発電設備の保守・管理業務、その他これらに付随する業務につきましてはですね、丙としまして日興電設グループ、出資会社の会社ですが、そこが委託を受けて実施するとなっております、その会社、日興電設グループが管理等するようになっております。

8番（中村卓司君）

管理はいいんですけども、その、負担金っていうものが、その行政に対してかかってくるもんかということを知りたいんですが。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。行政のほうに負担金としてかかってくることはありません。会社として運営をしておりますので、会社の中からメンテナンス費用をみて全体の事業が回るように計画をしておりますので、改めて役場のほうに負担金ということで要請があることはありません。以上です。

8番（中村卓司君）

それではですね、その契約をなされていると思うんですが、その中身の中で、話聞きますと、20年間の契約だそうなんですが、それを切れるとですね、何も、それから先はないというふうなことからしいんですが、20年たったらですね、売電がどのような状態になっているかももちろんわからんのですけども、そういったその長い目、それまでの間、それ以上、それから先のことにつきましては、お考えあるのかどうか、聞かせていただきたいと思います、答えられる方で構いませんが、お願いしたいと思っております。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。契約はあくまでも20年ということで、20年後どのような契約を結ぶかということは全くわかっておりません。

ただ、できれば、買い取り価格が下がるという前提にはなろうかと思えますけども、引き続き発電はしてきますので、売電の契約が結べるように電力会社とも協議をしていきたいと、そのように考えております。以上です。

8 番（中村卓司君）

町長が 67 歳になりますかね、20 年たったら。そのときに、町長はきっとおってくれるというふうに思いますので、引き継ぎによろばんと思えますから、ぜひよろしくお願ひしたいと思えます。

簡単に済ましましたが、メガソーラーにつきましては以上でございます。

最後の質問に移ります。

上町の列車設置につきまして、お聞かせを願ひたいと思えます。上町の列車設置について、質問をする前に、お聞きをしたいと思うんですが、堀見町長は、前榎並谷町長からですね行政を引き継いでいったというふうに報告がございましたんですが、私の質問で、上町の事業についてはどうしますか、霧生関の問題についてはどうしますか、ってというふうな質問をさしていただいたときに、霧生関については凍結するような話があり、また上町についてはですね、事業を継続するというふうな話がございました。

そこで、その上町の事業実施の中で、この列車の問題につきましてはどう聞いておったのかを、まず聞かせてもらいたいんですが。この間の委員会のときには、そんな引き継ぎは受けてなかったのようにも聞きましたけれども、改めてですね、議場の中でですね、上町の事業につきまして、列車問題に特について、特に列車の問題につきまして、引き継ぎがどういうふうになされておったのかですね、お聞かせを願ひたいと思えますので、まず、それからよろしくお願ひします。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。上町の歴史的なまちづくり、歴史的風致維持向上計画の説明は、榎並谷町長から受けております。個別に、この J R 客車の移設ということに関しましては、個別に話はお伺ひはしておりませんでした。担当課のほうから後日説明を受けました。以上です。

8 番（中村卓司君）

そこでですね、その榎並谷前町長からは引き継ぎの中身ではわか

らなかった、担当課のほうから説明があったということでございますが、それを受けてですね、町長の思いというものが、ぜひやらないかなあという思いがあったのか、少しこれは問題があるんではなかろうかというふうな思いがあったかと思えますけれども、その町長のお考えがですね、今聞かしていただければありがたいと思いますが、いかがでしょうか。

町長（堀見和道君）

お答えをさせていただきます。榎並谷町長のときに、JRから客車、これは田中光顕氏ゆかりの客車を上町に持ってきたいというお考えがありまして、土地の購入もされております。そういう形で今まで進んできた事業ですので、しっかりと受け継いで佐川町の幸せ、佐川町の観光、佐川町の歴史的風致維持の中で、どのようにしたらいいかということ、議会の皆さん、議員の皆さんといろいろ協議をさせていただきながら、決めていきたいなあというふうに思っております。

ただ、先ほども、自伐型林業のときにも話をしましたが、広く住民の皆さんが、この事業について知ってるかということを考えてみますと、やはり知らない住民の方もたくさんいるなあというふうに思っております。そういう話、知らなかったよという声が、ほとんどですので、議会の皆さんとも協議をさせていただきながら、また広く住民の皆様にも周知をしていきたいと。投げかけてみたいなあというふうには考えております。以上です。

8番（中村卓司君）

議会の懇談会、斗賀野でございまして、斗賀野で声が上がりました、列車を持ってくるっていうふうな話があるけれども、そんなものを持って来てもとんでもない話だという声もありました。それは事実でございます。

ただ、アンテナの高い住民でございましたので、どこから仕入れたのかもわかりませんが、早く耳に入ったようでございます。けれども、先ほど町長が言われたとおり、まだまだそのことについて知らない住民の方がほとんどだというふうに思っています。

そこで、今回、私がこの議会で取り上げさせていただいたのは、議会広報の中で、皆さんにお考えを、という意味、それから私の考えというものを、公の場にしたいという意味もあり、質問をさせていただくわけでございますけれども。

この間、議員と、町長も含めて、多度津ですね、工場に視察に行かせていただきました。その資料はですね、もらった資料、ここにあるんですけど、これを詳しく読んでみますと、これが事実かどうかわかりませんが、この資料の中にあるこの列車の481号っていう汽車、列車にはですね、歴史的なものがすごい含まれておるといのが書かれております。

中身には、先ほど町長が話された、田中光顕が佐川町に国から無償で譲り受けて、佐川のもんになっておったようでございます。ところが、中山卯月さん、町長は御存じないんですけども、私の家のすぐ近所の方なんですけど、その方が学校の先生をされておったときに、退職をされて、きっとこの青山文庫なりの管理をされていたと思うんです。その方が、その列車を見たときに、うああ、これはこんなことになってるといことは非常に悲しいことだなということで、当時の国鉄にお話をして、関係者がそれを見に来て、そしてこの姿は余りにも情けないので、何とかしてほしいと国鉄に頼んで、中山卯月さんが。そして、国鉄の方がばらばらにして取って帰って、今のところに設置をしたということを書かれています。

そしたら、持ちもんということはどうこの持ちもんかなと疑問がわいたわけですが、この中では再度申し上げますけども、国鉄から佐川町に無償に譲り受けもらったものですよ。もらったものということは佐川町の、もともとのものではなかったかというに認識をしたわけですね。それが今度は、中山卯月さんがJRにまた、やったというのかですね、貸したのか、そこらへんはわかりませんが、町長の認識としては、今の段階で結構です。この客車っていうものは、列車というものは、今どこのもんだという認識でございますか。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。私の認識ですと、今はJR四国の所有ということになっているというふうに認識しております。以上です。

8番（中村卓司君）

そういうこと的前提で話を進めていきます。そこでですね、列車を、榎並谷町長は佐川町に、あえて言いますけども、貸してほしいというふうな話をして交渉が進んでいく中で、昔、今の郵便局のところに通路がございまして、文殊様という、今はお寺のほうに動いてますけれども、その隣にこの列車がありました。議長を含め、割

と年配の議員さんはですね、それを見たことがあると思いますし、私も、幼ながらにですね、あったことを覚えてございます。

そのことを榎並谷町長はかなりもう年がいったというか、もう青年というか、なっておられたようで、しっかりその、懐かしい列車という思いがあったと思います。そこで、その郷愁を思いながらですね、ぜひ佐川に戻してほしいというふうなことからですね、この上町の運動の中から始まったというふうに思っております。

けれども、これはですね、上町の歴まち事業の中で、同時に行われていくようなことになったんですけども、ほんとにこの歴まち事業の中の一貫としてこの列車が必要であろうかという問題につきましては、非常に、私は問題があるというふうに考えてございます。

今の、多度津の工場の中にあってもですね、わざわざその列車をですね、見に来る方っていうのは、ほんの一握りですね人数かしないように聞き及んでいますし、またですね、その列車をですね、佐川町に設置をして、どれぐらいの価値があるのかというものをですね、現物を目の当たりにしても、これは決してですね、人を呼べるようなものではないというふうに私は判断をしております。

しかもですね、JRの方は、貸し出して野ざらしにするのはだめだと。ある程度の囲いをしてもらわないかん、そして不特定多数の人が触れるような形ではだめだと、いうふうにも申しております。

となると、囲いが必要です。列車をそのままごっぼり車庫の中に入れてしまうっていうふうなことはですね、これは、展示をするにしても意味がない。となるとですね、あの広場をですね、何かで囲わなくてはならないというふうになってこようかと思っております。囲うとなりますと、コンクリートでですね、囲って有刺鉄線を囲んで入らないようにする、夜間も入らないようにするっていうのもですね、あそこの町並みからいうと、とてもじゃないけれども無理だと。

そうなるそうですね、名教館の塀、ああいう形の歴史あるような形の囲いをこしらえて保存をするということにもなってこようかと思っております。

そうなる、莫大な経費がかかってくる。最初も申し上げたとおりですね、あの列車を観光のために見に来るっていう方の人数というものはですね、非常に少ない現状の中で、今の現在の少ない中で佐川町に設置をしてですね、お客さんが来るっていうものも考えられない。いうふうに、私は判断をしております。

さらに、メンテナンスで、年間に、3年に1遍塗りかえるそう
ございますけれども。年間にすると60万ぐらい必要であるともい
われております。それが毎年毎年ずーっと要るっていうことに対し
て、非常に問題がある。さらには、それは借り物でありますので、
いずれ返さないかんかもしれないということの可能性も出てくる
わけです。

そうすると、この佐川町の一般財源を使うという形の中からいく
と、あまりにももったいないというふうな感覚を私は持っておりま
す。その考えについてですね、私の考えについて、町長は賛同す
るものか、それとも、いやいやそうではないということが、反論が
あればですね、聞かせていただきたいと思いますが、いかがでしょ
う。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。榎並谷町長のときからの取り組みで
ございます。やはり今までの経緯を尊重して、今までの流れをしっ
かりとくんだ上で、広く、いろいろな方の意見を聞きながら、最終
的には決断をしないといけないなというふうには思っております。
以上です。

8番（中村卓司君）

当然ですね、議会にも説明、全員協議会の時に説明もありました。
それから話の経緯も途中だと思うんです。議会から言われた条件に
対しての作業も途中だと思うんです。けれども、議会ももちろん住
民代表ですから大事ですけども、議員の皆さんは、一人一人健全
な考え方を持っているのでございますから、どうこう私が言うわけ
ではございません。皆さん健全な考えで判断をしてるというふう
に私は存じておりますけれども、さらにはですね、直接ですね、町民
の声を聞くということも大事だというふうには思っておりますので、
ぜひですね、議員の皆さんの声も聞くも非常に大事、ただ、町
民の皆さんの一人一人の声も聞くことも非常に大事でございます。

堀見町長は、今まで2年近くの間、町民の声をですね、大事にし
ながら、育てながら、幸せなまちづくりということに邁進してまい
りましたから、これからもですね、この問題についてもですよ、町
民の皆さんに耳を傾けるということをですね、今まで以上、大きく
問題にもなりかけておりますから、必要以上に町民の皆さんに耳を
傾けてほしいというふうには思っておりますが、町長、お考えがあ

りましたら聞かせていただきたいと思います。もう一度お願いします。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。繰り返しになりますけども、このJRの客車を佐川に持って来る、この事業についてもそうですし、自伐型林業の件もそうですし、やはり、町で税金を使わせていただいて取り組んでいる事業、取り組もうとしている事業については、広く住民の皆様にも周知をして、また意見も聞いて進めていくことが大切だというふうには思っております。それも全般的に、私の取り組む事業について、執行部の今後やっていくことについては、そういう姿勢で臨みたいなというふうに思います。以上です。

8番（中村卓司君）

前町長から引き継いだ事業の中で、いいこともあり、もちろん悪いこともあるわけです。ただ、それを全て引き受けることによって実施するということは、今の町長としての姿勢、もちろん引き継ぐことは大事ですけれども、悪いことは悪いなりにですね、正しく判断をしてもらうということが必要だと思います。

霧生関の問題は凍結という形になりましたし、上町の問題については、それをさらに前進をするという、堀見町長のお考えの中から進んでいることをございます。そのことが町民の幸せということに邁進していくべきだと思っておりますので、迷わずに、町民目線、町民の幸せのための判断をしていただくことを、心からお願いを申し上げます。この場からの質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（藤原健祐君）

以上で、8番、中村卓司君の一般質問を終わります。

ここで、10時35分まで休憩します。

休憩 午後10時18分

再開 午後10時35分

議長（藤原健祐君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、一般質問を行います。

5番、片岡勝一君の発言を許します。

5 番（片岡勝一君）

おはようございます。議席番号 5 番、質問通告番号 7 番、片岡勝一です。議長の許可をいただきましたので、質問させていただきます。私の場合、所見はところどころに言うておりますので、このまま質問に入ります。

質問番号 1 番、林道尾川斗賀野線の途中、大タヲ山への林道について質問いたします。

登り口から 6 キロメートルと道しるべがありますが、大変荒れている。整備する考えがあるかどうか、との質問でございます。平成 26 年 11 月 15 日に、越知町小日浦の山小屋で、もみじの紅葉祭りを見物に行きまして、500 メーターぐらい上の大タヲ山の山頂に行きまして、津野町、須崎市のセメント工場が眺望できました。

そのとき、私の仕事仲間というか先輩に 30 年振りに会いまして、その一家が、聖の里小日浦保存会を立ち上げて、春はアケボノツツジ、フジツツジ、ヒカゲツツジ、通称オンツツジと申しておりますが、オスツツジがオンツツジと呼ぶようになったと思われませんが、本名はミツバツツジのことですが、4 月上旬から 5 月上旬までが見ごろと、パンフレットに写真入りで記載されておりました。そのときのことでしたが、この道は佐川町につながっている。しかし、今は大変荒れていると言っておりました。

越知町から佐川町境界までは、越知町に働きかけるので、佐川町側から越知町境界までは佐川町で車が通れるようにならないかと相談がありました。それでは、一度行ってみないとわからないというので、その 6 カ月後の本年 27 年の 5 月 27 日に現地を見て来ました。

現地確認に当たって、越知町側から大タヲ山山頂、そして佐川町に出るのか、その逆の方法で行くのか、佐川町内の友人、知人に聞くところによりますと、佐川町小奥から斗賀野川之内へ抜ける林道があり、その途中から大タヲ山へ行く道しるべがあるので、その道を行けばよいと教えてもらいました。しかし、荒れているとも言っておりました。

小奥から 7 キロメートル上ると、佐川町有林がありました。途中から舗装が切れておりまして砂利道となっており、少し下がると、大タヲ山山頂 6 キロメートルと道しるべに書いてありました。

さて、車で上り始めましたが、登り口から既に荒れていて、山の

切り取り部分は高くはありませんが、法面も短いし、しかし、大石小石が転がっておりまして、大石といっても、私の力で、人力で動かせる程度でありましたので、それが道に散乱しておりまして、踏みつけ方によってはスリップをしてパンクをする確率が高いので、それも2回パンクすると動けなくなりますので、大小の石を山側に寄せて、余りにも石の多さに何回降りたかもう忘れましたが、そのたびに石は山側に寄せました。

その理由は、とがった石が道から転がり落ちると、植林を傷つけるという考えでありましたが、危ないと思う石は全部のけました。よくぞ一人で来た。他の人に迷惑をかけずにすんだと思ったことでした。

まださらに、イノシシが法面の柔らかいところを石とともにかき広げていて、石を掘り出すようにして撤去して通過、何十メートルも行かないうちにまた落石がある。6キロメートルを1時間45分かかって、それでも1度もパンクもすることなく大タヲ山山頂にたどり着きました。1台のみ軽四輪の通った跡がありました。柔らかいところがありタイヤの跡があっただが、その車は石をのけずに乗り越えて通過していた。どうしてわかったかは、それは踏まれかけていた石、転がっている大小の石に黒くタイヤのスリップした跡があるのを多数個見つけて山側に片づけてわかりました。

幸いにも、この道はカーブが多いために、切り取り部分が、切りを取っていても埋めたところが案外広く、待避所も多くありました。大タヲ山頂には、750メートル、標高750メートルです。展望台、トイレ、駐車場もあり、越知町側は完全舗装となっています。山道には、林道、管理道、作業道とかあると思いますが、この道も必要あってつくられているはずです。この状態では、いざというときの通行はできません。

隣接町村との連携も含め、自伐林業の一貫としてでも林道の整備ができないか。定期的に土砂などを撤去すれば、大きな崩れの起きないうちに、少ない予算でできると思われますが、この道も何年前にできたかわかりませんが、6キロメートルのうち何キロメートルが佐川町のか、整備できないかとの質問ですが、関係者の答弁を願います。

産業建設課長（渡辺公平君）

おはようございます。大タヲ山ということで御質問いただきまし

た。これは、林道小奥川之内線、その途中に町有林、イダイの町有林がございます。そこから分岐してから上がって行く道でございますが、これは平成 23 年度に、作業道として町が開設しました。非常勤の職員を作業道の敷設あるいは管理のために雇っておりますが、ユンボでつくっていきました。いわゆる突きとばしの道でございます。

この作業道というのは、搬出間伐を進めていくための道でございます。林道作業所あるいは四輪駆動のトラックとか、こういった通行で搬出間伐をしていくための目的でつくった道でございます。越知町のほうからの話も出ましたが、越知町の小日浦集落からはずーっと町道がございます。その行き当たり到大タヲ展望台というのがございます。地元の方々が風光明媚な場所でございますので、そこに展望台をつくって、休憩の場所にしておるところでございます。

この作業道につきましては、今言いましたように非常勤職員をもって管理もしておりますし、質問いただきましてから担当職員等が現地見て来まして、小石も確かにありました。のけていただいておりますが大いに大変であったというふうに、ありがたく思っておりますが、この非常勤職員をもってして定期的に管理するようなことにしております。

このまま石がたまるようなことでも搬出間伐にも支障も来すことにもなりますので、できれば来週中、遅くとも今月中には現地へ入り、小石等をのけ、本来の間伐作業道としての役割が果たせるようにしてまいりたいと思います。

ただ、今申しましたような目的でつくっておりますので、越知町と同じようにはいきません。越知町は町道で全て舗装して完備しておりますが、ちょうどその下側の小奥川ノ内線、これは県が開設しました林道でございます。林道ですら舗装はされてない、大部分舗装されてなく、先ほど申しました非常勤職員をもってして管理しておるのがやっとならざるを得ないでございます。

さらにその下のランクになります作業道でございますので、これは大タヲ山展望所の風光明媚なところに行くための道として活用されるのは、極めて問題でありますし、ここに登り口まで、林道からの分岐のところ標識があります。6キロと書いておまして、そのところには大タヲ山展望所まで6キロと書かれております。これ

もやはり、私、作業路の開設の、あるいは管理の立場から申しますと、一般の方々が林道へ、小奥川ノ内線へ入って来て、それから大タヲ山展望所を、6キロと書かれておりましたら、知らない方は入って行きます。

ところが、先ほど言いましたような道で開設しちゅうものですので、通常の不特定多数が通るようなものではない。路面も非常に悪うございます。そうしますと、御質問の片岡議員のような御苦労される方が次から次へあらわれてくるし、管理者の、あるいは設置者の町として非難を受けることはあるんじゃないかということも心配しておりますので、管理面、補修面は暫時さしていただきますが、その看板につきましては、質問議員、片岡議員通じて、またその設置された方、越知町等を通じて私が一緒に話をさせていただければ幸いと思っております。どうぞよろしゅうにお願いいたします。

5 番 (片岡勝一君)

ありがとうございます。なかなか、言いようが、話しようが、聞かしていただきましたが、やはり、管理道でも、道路でも、これ、火災でも起きたらすぐに消火にも走らないかんということにもなりますので、その観光用として使うのは筋道じゃないという意味のようにもとれますが、それではなくて、その道はやっぱり、これまで以上に管理をしていただきたいと思いますと思いますが、よろしく願いいたします。

次に、2番目の質問ですが、ナウマンカルストの木造ステージについて質問いたします。この建造物には、排水溝がありません。このまま放置すると、足もとが腐食して修理代が多くかかるが、対策する考えがあるかないかの質問ですが、このカルスト地形の公園化は大変よいことであり、ナウマン象も2頭つくってござりまして、西方向からでも東からでもウォーキングコースにちょうどのところだと私は考えて見ておりますが。

そこに初めて訪れたのは、2008年10月16日から17、18、19と4日間日誌に書いておりますが、足かけ8年前のこと。シルバー人材センターの仲間と一緒に草刈りをしないかと、誘われて作業したときのこと。

話題にもならなかったが、私は赤いシュウメイギクの群生があったのが印象に残っておりますが、もっとも気になったのは、木造ステージがあったこのナウマンステージには、排水溝がない。もうす

ぐ建物の基礎部分から腐り始めるが、何とか対策を講じるだろうと思いつきながら草刈りは済ませましたが、案の定、現在は腐食が進み、もう既に、床支え部分を修理した形跡がありました。そして、東石基礎と床束との高さが5センチくらいしかないところがありました。最低でも10ないし15センチメートルは、土間と束柱の高さが必要と思われませんが。

そして、立地条件が盆地なので、自然と東、南、西方向から雨が降ると水が集まってくる。そして雨の後、天気が回復しても床下なので乾燥しにくい状態が続き、南面が斜面のカルス地形、東西とも大木が生え茂っているが、私はこの木を撤去せよという意味ではありません。朝日は遅い、夕日は早い。そして、朝霧、夕霧も盆地なので立ちこめる。そして、乾燥しきらないうちにまた雨が降る。また床下が湿る。地下浸透式となっていて水がたまることはないが、しかし、乾燥しきらないだけであります。

またそれが建物には大変よくありません。さらに悪いことがあります。神社仏閣には普通にはといがありません。それには、理由がございます。周りに立木があるのが普通であります。といがあると、秋、冬になると落ち葉がといつまり、知らずにいると、ひさしが濡れたり、放置すると建物の中まで水が入り込む、それでといはつけなれないとの考えであります。

それはそれで、先人たちは考えて施工しております。雨だれの落ちる少し手前の建物があり、石垣を築き、石段の天端をならしてその上に家を建てているので、石垣の前に雨が落ちて建物基礎は濡れません。また、といのないことにより瓦に枯れ葉がつかなくて、水と一緒に流れ落ちるといふ先代の知恵があるのに、このステージの周りには側溝も石垣もない。水平である。

いくら片屋根式の建物でも、水上側であっても、少しの雨交じりの風でも吹くと、鼻隠しというが、それも濡れて、雨だれがします。水下はもちろん滝のように落ちますし、両サイドの軒板も、少しの風雨でも濡れて雨だれが起きます。そうすると、地面が沈下して、ますます建物が狂うことになるし、基礎が腐る。そのような初歩的ミスを見過ごしてはいけません。

さらに悪いことに、8年前、シルバーで草刈りに行ったときには取り除いていてわからなかったが、今回見たら、雑草が基礎の上を通り越し、床下まで届いております。この状態がずっと続いていた

はずであります。雑草の先端はいつも濡れていて、床を塗らしている。年に1、2回の草刈りでは、この状態は変わりません。そして、木造のステージの上に上る階段については、ひさしより外にあるために二組とも使用不能状態。廃棄処分にしなければなりません。アルミの階段でもつくらなければいけない状態であります。

この建物は、何かいわれのあるものだと思われるが、どうなってもいいというお考えならば別ですが、利活用はしなくても維持管理して長持ちさせようと思うならば、四方のひさしの内側に、手間がかかるので石積みベストではございますが、耐久性を考えると、この建物の場合、もう今の時代ですので和洋折衷でも不釣り合いということにはならないと思いますので、現場打ちのコンクリート側溝でなくてもプレキャストのコンクリートの側溝でよいので、雨だれが溝の中に落ちるようにして水勾配をつけて、北、または西方向に排水をして、せめて1メートルくらいは外側をコンクリートで固めると。雑草が生え込まないようにしないと、この建物の見通しは暗い。このような初歩的で当たり前のことを言わなくてもわかっていると思う向きもあると思いますが、あえて発言をいたします。

費用対効果とか使用頻度とか抜きにして対処しないと、大変多くの費用がかかることになるのではないかとの思いで、対策を検討しないかとの質問であります。よろしくお願いします。

総務課長（横山覚君）

お答えをさせていただきます。ナウマンカルストのステージでございますが、先日、産業建設課の技術員とともに現状の確認にも行ってまいりました。

基礎の部分につきましては、玉石基礎により建設されておりました、降雨時、雨のときには柱の足もとが雨水に浸かることのないような構造になってはおりますけれども、今、現場にですね、カルスト側からの土砂が流れ込んでくることがありまして、その玉石基礎が埋もれそうになっているという箇所があります。これにつきましては、早急に土砂を取り除くなどの対処をさせていただきたいと思っております。

また、数カ所において玉石基礎と柱の接合部分に、少し腐食が認められるところですが、これらの部分につきましては、修繕の必要がある場合には適宜対処をさせていただきたいと思っております。またステージに上がるための、横づきにされております木製

の階段につきましては、長期間にわたり風雨にさらされてきて、傷みが出始めている。まだ不能という形にはなっていないと思うんですけれども、大部分傷みが出始めているという状態になっております。修繕また取りかえの時期には御提案のありましたアルミ製の階段も含めた施工方法を考えてまいりたいと思います。

またこのステージの確認に行きました日にはですね、ちょうど草刈りをする日になっておりまして、草が刈れておりました。それから昨年度に増してですね、1、2回の草刈り回数だと思うんですが、ことしは3回ぐらいに回数を増やそうというふうにしております。以上でございます。よろしく、どうぞお願いします。

5 番（片岡勝一君）

ちょっと聞き逃したからかどうかわかりませんが、足もとの排水のほうでは、水平になって、その水が入り込むと。入り込んだら乾かないということで、そこの周りを、四方を、私は溝をつくったらええということを提案して、その外にコンクリートでもやらないと、草がまた生えるということを言ったつもりですが、その点、どうでしたかね。

総務課長（横山覚君）

失礼しました。答弁が漏れておりました。その部分につきましてはですね、柱の接合部分の腐食のところをですね、再度、ちょっと確認に行きたいと思っております、もう一度ですね、その床下の状況等の確認をさしてもらって検討さしてもらいたいと思います。

5 番（片岡勝一君）

私、8年前に見たときに、これはいかんと思って、そのまま、私もそのまま何も言わなかったからいかんと思いましたが、もともと、先ほど神社仏閣に側溝はないが石垣の手前に家を建つと。そうすると、地元は狂わないといったことと言いましたが、側溝が、私は必要と思いますが、絶対にそれは何とでもしてやらんと、その見通しがよくないと思いますが。

総務課長（横山覚君）

床下のことは側溝も含めてですね、検討させていただきます。

5 番（片岡勝一君）

わかりました。私はこれ以上は言いません。きっと、よき結果を出してくれると思っておりますので。

それでは、次いきます。3番目の質問ですが。

国道 494 号線、桂岡崎大橋南にある高知県の所有地について、この土地を払い下げまたは借用して道の駅、町の駅、イベント広場、レストラン、喫茶などをつくる考えはないかとの質問でございます。

この道が佐川町丙川内ケ谷から尾川、斗賀野、須崎へ、スムーズに安全に通れるようになり、いつも利用する私たちにはありがたいと喜んでいる一人であります。この 494 号線の途中、桂岡崎大橋で柳瀬川を渡っておりますが、すぐ南に高知県という所有の土地があり、それをトップダウン方式とかボトムアップともいいますが、払い下げ、または借用して、これだけではまだ足りないと思いますので、民有地を借用または借り上げなどして、町の駅、道の駅、イベント広場、レストラン、喫茶とか多目的広場にならないかとの質問ですが、この案件は、本年 27 年 1 月に聞いた話でしたが、自分なりに温めて考えた結果、この土地は立地条件としてよいところと考えたところであります。

集落からは遠すぎず、近すぎず、ちょうどくらい。国道沿いであり、先に述べた例のほかに、大型バスが来てもトイレも待つことなく使用できるような設備にして、駐車場も余るくらい広く取り、買い物をしなくても駐車場は無料としてみるなど、そこに農産物の販売加工場とか、大人も子供も、年配の人たちもみんながくつろげる広場となるようにし、そこは川ぶちなので、水車などを回すと癒やしの風景となると思います。

そして、佐川近辺の偉人の銅像とか胸像とか、記念の品とか並べて、最も川に近いところには、桜の名所であるがゆえに、川ぶちに桜を植える。なぜか、どういうわけか、川ぶちの道の駅は、県内外でもあちこちで賑わっているように感じております。

この発想は、町有地でもないのに、勝手に想像しているものであって、捕らぬタヌキの皮算用と言われるかもしれませんが、現実ではないように思われるが、夢を見なければかなうこともないとの思いで話しておりますが。

例を申し上げますと、何百年も前、何代もさかのぼりますと、四国から九州に橋をかけたいと、逆に、本州から四国に橋をかけたいと言っていた人がいましたが、現実には 3 本もの橋がかかっている。そして、空を飛ばたいという夢が宇宙へ、そしてその宇宙の外のブラックホールへと広がっている現状であります。

それほど大きなことではありませんが、決定的な否定条件があれ

ば、かなうことにはならないので、別の場所でも、ということになります。しかし、494 の佐川に行けばおもしろいところがある。行きたい、行ってみようと思うようなこと。そして、ものを考えて人を引きつけると、本町の活性化につながるのではないかとの思いで発言しておりますが、どのようにお考えでしょうか。関係者の答弁をお願いします。

産業建設課長（渡辺公平君）

県有地の御質問、それからそれを利用したお考え、すばらしい発想であるとは思いますが。その情景とか賑わいが頭に浮かんできたところでございますが、今申されました土地、国道 494 号線の桂岡崎大橋南側の柳瀬川の右岸にあります、現在ユンボとか置いてあります土が盛られたような状態になっております土地であろうと思います。

接続する国道を含めまして、約 1 ヘクタールございます。この土地についての使用目的等について、高知県中央西土木事務所越知事務所のほうに問い合わせ確認いたしました。

こちらの県有地は、県所有地は道路用地として県が買収したということでございます。実施がいつになるかは未定でございますが、国道 494 号と県道長者佐川線の交差点になるべく、その予定地として事業用地として県が購入しておる、行政財産でございまして、払い下げとか借用させるとかいうことは毛頭できない土地であるというふうに回答をいただいたところでございます。

5 番（片岡勝一君）

それは、いろいろと理由はあるかとは思いますが、どうしてもというわけにはいかんと、今のお答えのようでございますが。ただの思いつきというか、そういうこと、この 32 号線 33 号線には、こちらの 33 号線側にはいくつも道の駅のようなものがありますので、こっちの 494 にしたらという考えで言ったわけではございますが、別に、これ以上言っても、今のところ前へ進むようにはございませぬので、一応、私はこれで、この問題は、これで、質問は終わることにします。

3 問終わりましたので、これで終了いたします。ありがとうございました。

議長（藤原健祐君）

以上で、5 番、片岡勝一君の一般質問を終わります。

引き続き、7番、岡村統正君の発言を許します。

7番（岡村統正君）

議席番号7番の岡村統正でございます。通告に基づきまして、2問の質問をいたしますけれども、明快な御答弁をしていただきますように、よろしく願いをいたします。

まず初めに、職員の採用について、でございますが、平成20年6月の定例会の一般質問で、これに関係した質問をしたことがございます。そのときの質問と答弁を踏まえて、それに準じた質問をいたしたいと思っております。

平成26年度4名の男性退職者に対して、3名の男性と6名の女性と、合わせて9名が採用をされていることが広報紙で紹介をされておりました。

25年度は、4名の退職者に対して5名の新採用で、1名増。うち男性1名、女性4名。26年度は先ほど申しましたように4名の退職者に対して5名の増、うち男性3名、女性職員6名採用されて、現在8名の方が再任用で、それぞれの職務についておりますけれども、男性、女性職員の数は何人か、その割合と、町外に在住の職員は何名か、お聞かせいただきたいと思っております。

総務課長（横山覚君）

現在の男性、女性の職員数でございますが、職員数が129名で、男性が63名、女性が66名でございます。町外からのデータがちょっと今持ってないので、申しわけございません。

7番（岡村統正君）

総職員数が129名、うち63名が男性職員、66名が女性職員ということの答弁がございましたが、そこです、昨年と今年度採用された職員が25年、そして30年先には幹部職員になるわけですが、緊急的に対応しなければならない危機管理に対して、将来を見据えたですね、人材の確保も当然考えておかなければならない責務が町長にはあると思っております。

そこで、そこまで考えて採用をされているのか、男女雇用均等法も承知の上でお聞きをしております。町長のお考えをお聞かせいただきたいと思っております。

町長（堀見和道君）

御質問いただきまして、ありがとうございます。岡村議員の御質問にお答えさせていただきます。もちろん、危機管理上のことも考

えて採用していくということは、大切なことだというふうに思っております。

ここ数年続けております採用試験の方法ですと、傾向として女性のほうが筆記試験も含めて面接の応対等、しっかりと答えをして採用されている方が多いというふうに、傾向をつかんでおります。そういうこともございまして、別に、男性がいい、女性がいい、そういう視点ではなくて、あくまでも平等な視点に立ってではありますけれども、平成 28 年度の新規採用の職員につきましては、採用試験を少し変えようということで、今詰めているところであります。

1 次試験におきましても、できましたら面接を入れて、人間性、人物を見る機会をつくりたいと、そのように考えております。以上です。

7 番（岡村統正君）

採用についての、28 年度の採用については、ちょっと見ると、角度を変えてということでございます。これは、県警、県警察本部のほうでも当然、今人材不足でなかなか希望者が少ない、その中で苦勞しているところがあり、やはり公務員学校で習ったそういった質問事項、あるいはこういった考え方かといったことは、もうマニュアルどおりの答えが返ってくるっていうのが、もう往々のところがございます。

この高吾北消防本部におきましても、やはり、学科とかそういったものに対しては 100 点満点でありますけれども、体力的にもたないといったことで、途中でようやっけていきませんということをやめていくということが往々にあるということでございます。そういったことで、やはり面接、高吾北消防本部では面接を先にやるということが、ここ何年かに行われていると思います。

そういったことで、採用についてはぜひ、町長申されましたように、対応していただきたいというふうに思います。

そこで、改めて今回お聞きをしておきたいと思います。昨日、坂本議員と下川議員も少し触れておりましたが、町民の生活にかかわる南海トラフ大地震が起きる確率が 30 年以内に 70%と言われて、もう既に 5、6 年になります。この間に、東日本大震災を境に、東日本各地で地殻変動があり火山活動の活発化、東日本で比較的大きな余震、小規模の地震、そして西日本各地での地震など、日本列島各地で起きております。

また、5月30日午後8時24分ごろ、小笠原沖を震源とした地震が起きて、マスコミの報道では、深さ682キロ、マグニチュード8.1とされる大変に深いところで起きたこの地震は、47都道府県全てで震度が確認されました。

この地震については、新聞記事に載っていた学者は、大局的に見て東日本大震災の影響で日本列島活発化の一つのあらわれであろうと言えるのではないかと断言しております。

いつ起きるかわからない大地震と言われる南海トラフ地震の起きる確率のパーセントは、素人目にも確実に上がっていると感じられることから、台風のように進路予想が手前からわかっているのであれば、災害対策本部の立ち上げ、職員の招集も前もって可能であります。大地震はいつ起こるか予測できない、役場へ来るまでの道路は何本もの電柱が倒れ、建物の道路側への倒壊などの障害物、橋梁の落下などが考えられます。

当然、自動車での移動ができないことが予測できる、町内に在住の職員も同じ状況下のもとで役場に来なくてはならない。こういった状況の中で、職員を緊急招集したときに、町外在住の職員は短時間で役場に集合できるのか、車以外の移動手段で来る、それから徒歩で来る覚悟が必要だが、職員にそういったことを伝え、徹底しておくことが大事なことだと思われるが、町長はどう認識しているのか、こんなことはないと思うが、「道路が通行できないので行きません」では、危機管理体制はとれない。職務の放棄につながるが、こういったことにどう対応策を考えているのか。

卓上計算では、また計画、予期せぬ事態が起きることが考えられ、マニュアルどおりにならないと思います。以前にも質問の中で、職員採用時に問題があると思う。と質問をしたが、町外に在住でも法的には何の問題もなく守られていることは重々承知をしております。職員採用時に、町内に住んでくださいの一言を伝えていたのかをお答えを願います。

町長（堀見和道君）

御質問にお答えさせていただきます。岡村議員のおっしゃるとおりでございます。昨年、27年度の採用、26年度の採用、いずれも2次試験の面接は私も立ち会いをさせていただきまして、その場で佐川町に住むことができますか、と。今町外に住んでますけども、アパートを借りて住んでる方、大学生ですと大学の近くに住んでま

す。佐川に住んでいただきたいと。そのような意向はありますか、
ということは質問として投げかけさせていただいております。

町としては、やはり佐川町に住んでいただくということが危機管理上も大切であり、また住民とのふれあいと、つながりという面でも佐川町に住んでいただきたいという思いで質問をさせていただいております。以上です。

7 番（岡村統正君）

そういったことを当然伝えるべきでありますし、また伝えなければならないことで伝えているということで、わかりました。

ただ、その後、実際に、こちらに住所を移していただいたということの報告はございましたか。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。私のほうから総務課長に話をしました。採用の面接のときに佐川町に住むことを考えますというふうに言った職員がどうなってますか、と。ちゃんとフォローしてくださいという話をして、佐川町に引っ越しをして、佐川町に住んでいる職員もいますが、残念ながら佐川町に住めてない職員もいるのが事実です。以上です。

7 番（岡村統正君）

堀見町長は3月議会です、永田議員の質問に対して、住民の命を預かっている、と答弁をしていますが、町長は災害対応で役所の近くに住み、対応しなければならないと言っておりますけども、これがですね、土曜、祭日、夜間、あるいは夜の明け方に起きた大地震被害の場合に、災害対策本部の立ち上げは、どのくらいの職員が集まってから設置するのか。当然、町長1人と一部の職員では対応はできないわけであります。

多数の職員が来なければ災害対策本部として機能しないのではないのかと思いますし、災害に対して職員が対応しなければならない事柄は多岐にわたることが予測できますし、男性職員が対応しなければならない現場も多くなる、女性職員にも、同じ力仕事が必要などころにも当然、女性職員にも行ってもらわなければなくなる。男性職員と同じ力仕事もこなさなくてはならないし、女性職員の比率が多くなると、当然起こり得ることだと思われま。

こういったことも、当然、町長はお考えになっておられると思いますが、この点については、町長はどうお考えでしょうか。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。岡村議員のおっしゃるとおりであります。日ごろから幹部のメンバー、災害対策本部を立ち上げるメンバーに対しては、意識を持ってやってくださいと。しっかり危機管理に対して自分がいざというとき、どういう行動をとらなければいけないのかっていうことを常に考えてください。できれば、起きた災害に対して何をするというのを、事前にもう決めておいてくださいというお話はさせていただいております。

住まいに関しても、佐川町に住んでいただきたいという話はしますが、無理やりに佐川に住みなさいということも強制執行できないもんですから、投げかけは、繰り返し繰り返しさせていただいているということで、その意識は常に持って当たらせていただいているというふうに考えております。以上です。

7 番（岡村統正君）

やはり、災害対策本部ってというのは、ほんとに住民にとっては頼りになるところの対策本部でございますから、日ごろから、やはりそういった危機感を持って、全職員が対応に当たるってというような形を常にとっていただくということを伝えると。伝えていっているということで、安心をいたしました。

そういったことですね、町長は町民の命を預かっていると明言をしておりますから、危機管理意識のレベルをですね、総合的にアップするようにしてですね、佐川町職員の危機管理意識を問われることのないように、強く要望をしておきます。

そして、一方、職員採用についてはですね、人件費の予算的にもかなり影響が出てくると思いますけれども、例えば 22 歳から 30 歳くらいまでに職員を採用した場合、定年まで 30 年近く勤めたとし、その間に昇級、昇格、最終的には幹部職員または課長になって退職した場合の給料とボーナス、退職金の総額は、私の推計ではおおよそ 2 億 3 千万から 4 千万円になると思われませんが、職員を増やせば当然、その掛ける 2 億 3 千万から 4 千万ということは、11 億何がしの人件費をみておかなければいけなくなると思いたすが。

ここにあります高知新聞にですね、5 月 30 日の高知新聞に、2016 年度から自治体に配る地方交付税算定方法見直し、自治体に仕事の効率化を促す方針を固めた、と記事がこれに載っております。

高齢化に伴い、当然佐川町も例外にはなく交付税の削減の厳しい

状況が予測される中、職員の給与等で、間違っていたら指摘してくださいね。年間 10 億くらいの予算が要ると思われませんが、地方交付税にほとんど頼っている現状を見た場合、本町の自主財源は約 11 億円くらいだと思いますが、将来、年間の総人件費が自主財源だけで補えるのか危惧するところでもあります。

また、20 年、30 年先の職員にかかる費用の全体の予算額などを計画を立てておく必要があると思いますが、その計画は既に立てているのか、お聞かせをお願いします。

総務課長（横山覚君）

お答えいたします。人件費の今後の推移、それから、それに対応する計画ということでございますが、今のところですね、その計画も立てておりません。

副町長（村田豊昭君）

岡村議員さんの御質問に、ちょっとマクロ的にお答えしたいと思います。

一つは、岡村議員さんが言われましたように、生涯賃金 2 億数千万と岡村議員さんがはじかれたような数字が多分、標準的にこう、上がっていったから平均したらそういう額になろうと思います。

一つは、まず考え方の問題ですが、人員の定数管理というのは総務省の定数管理等々によってずっと最近 10 年ぐらいの流れがございます。それからまた一つの考え方で、地方制度調査会、国の。いろんな部分で市町村の今の事務が複雑になってきてる。最近の問題ではマイナンバー制が、はや来年から始まる、今新聞紙上で、この間の年金等のがで問題になって関連にもなってますが、それと行政審査法とか、それから今の戦略会議のほうとか、いろんな部分で、こう昔と違った部分の流れがございます。

そういった中で、地方制度調査会の意見としては、もう市町村も職員を絞るばかりじゃない、増やすような対応もせないかんという考え方も出てきているようです。けれども、反面、地方交付税の、さっき話が出ましたが、それと 2020 年のプライマリーバランスの問題あって、2 年後に、はや財務省のほうは押さえるようになってます。

交付税、24、25 億やと思いますが、それで一般財源が 11 億、税等ですね、11 億程度しかない関係で、いわゆる補正係数を先ほど岡村議員が指摘されたように国のほうで、ぷっと 3 分の 2 とか、そう

いう縮減されても、たちまち高知県のような交付団体は、ま、全国、島根、鳥取、沖縄とか、そういう団体も、交付税でやってる団体も同じですが、もう市町村財政が、すぐ危機になると思います。

そこまで極端な例は全国の町村会とか地方の6団体が反対して、国もやらないと思いますが、流れとしては、そういう、はや総務省が交付税の係数をやって、プライマリーバランスの関係で絞る方向付けを見せておりますので、危機感を感じております。

それから、先ほどの、財源の問題。標準財政規模の問題に対する経常収支比率等々の面から、ある程度危機感を持って絞らないきませんが、全く逆に、先般の議会で申しましたように、今の戦略会議のいうのは5年間しかありません。今、補助金を使うて前へ出るときには、ある面でやらないかん。ある面で財政の継続性を守らないかん。両面の立場に立たなければならぬと考えております。

ただし、ありがたいことにお金がないなりに40億何がしの貯金もございますので、余り無理はしない、安定した規模の中での建設的な対応をしてまいりたいと思っております。以上です。

7番（岡村統正君）

ということはですね、ここ佐川町においては、向こう何年間というか、その年数には触れずに健全な財政運営、あるいは人件費においては運用がなされるということで、よろしゅうございますか。

町長（堀見和道君）

お答えします。今の国のシステム、国の交付税の考え方でいきますと、健全な財政運営ができるというふうに考えております。以上です。

7番（岡村統正君）

わかりました。危機感を持ちながら、将来においては、そういったところにも細心の注意を払いながらですね、佐川町としては健全な運営をぜひやっていただきたい。むやみに職員を増やすのではなく、少数精鋭で職務に当たっていただきたい、いうふうに思います。

確かに、若い女性職員、あるいはそういった職員を入れると、現状段階、ここ5、6年には新しいアイデアが浮かぶかもわからない、が、先ほど述べらしていただきましたように、やはりその危機管理とか、広い分野での対応が必要になってくると思いますので、そのあたりも十分に配慮をしていただきたいというふうに思います。

それでは、これについての質問はこれで終わらせていただきます。

次に、尾川の集落活動センターのたいこ岩の建物を、一時避難所でなく滞在できる避難所としての認定ができないのかとの質問に移らせていただきます。

この施設には、シャワー室、水洗トイレがあり、外部の建物には調理場が設けられております。当然、建物内部には、大勢に対して食料の調理ができる器具もそろえた調理場があります。ここには小会議室、そして大広間もあり、何名かの避難者を受け入れ可能ができます。また、今年度には、アマチュア無線の設備も設置されるようございまして、災害時の情報中継所、あるいは発信所としての役割を担えると思われれます。

ここに、ここにですね、尾川の郷土史という昭和 31 年に発行された本があります。この中に、大変興味深いところがありましたので、ちょっとここ紹介させていただきたいと思います。

尾川で起きたですね、大洪水、それから安政の大地震までの災害の日時が記載されておりました、記録にはですね、天明 4 年、1786 年、7 月に大暴風雨に見舞われまして、この同年 5 月から 6 年にかけて大飢饉に襲われ、飼育している犬猫を食い尽くし、路傍の草根木皮に命をつないだということが記されております。

そして、天明 8 年 5 月 29 日には未曾有の大洪水に見舞われまして、田畑はほとんど流失して相次ぐ災害に、村人は塗炭の苦しみにあえいだ。それから 47 年後です。まさに天災は忘れたころにやってくると言われますね。天保 7 年、1837 年 7 月の夏は、長雨に続く洪水があつて収穫は皆無となりまして、天明のそれにも勝る大飢饉に見舞われたとあります。

今度はですね、その天保 7 年から 19 年後、報道されておりますような安政 2 年の大地震が起きまして、倒壊する家々が多かったとあります。それがこの尾川史に載っております。

このように、柳瀬川上流の尾川川、その支流の古畑川などからですね、土石流による、土砂による被害が多かったと思われれます。こういったことから、災害マップに記されている各集落の土石流の起る危険地区は、大昔の土石流の跡にたい積した裾野に人家が建てられており、ほとんどの集落がその区域に入っていると考えてもよいと思います。

このたいこ岩の場所は、御承知のように高台にありまして、洪水

に対しても心配なく、比較的に安全な場所ではないかと思う一方、現在避難所に指定の尾川住民センター、尾川小中学校の体育館のある場所は、比較的尾川川に近い。すぐ横にあり、上流で大規模な土石流が発生した場合は、たいこ岩よりも危険度が高いと思われます。

避難所になっている住民センターは、北山の谷川からの土石流の危険区域にもなっておりますし、南側のたいこ岩の谷筋も土石流の危険範囲にはなっておりますけれども、北山のように山自体が高くなく、奥深くもないことから、危険度は低いと考えるが、滞在型避難所としての指定はできないか、お聞かせを願いたいと思います。

総務課長（横山覚君）

お答えをいたします。尾川地区の集落活動センターたいこ岩でございますが、県が指定します土石流危険渓流の被害想定区域内に立地をしておりますけれども、建物が新しくまた耐震性に問題がないことで、またシャワー、それから調理器具などの設備も充実していることから、水害の危険性が低い地震災害時等に一時的に避難する場所として活用するには十分な施設ではないかというふうに考えております。

このため、平成 25 年度の地域防災計画を修正した折には、地域の方々が自主的に避難し活用する緊急避難場所として、指定をいたしました。ただ、拠点避難所としての指定となりますと、ある程度の規模が必要となることや、地区の中心的な場所にあつて、物資輸送が容易なことなどが条件となってまいりますので、こういった点を考慮いたしましたら、たいこ岩は拠点避難所とするには十分と言えるシステムではない状況になるというふうに考えております。

また、県の被害想定によりますと、最大クラスの地震が発生した場合の本町におけます避難所の避難者数は最大でも約 1,700 人と予想されております。現在、指定しております拠点避難所の収容人数が約 2,700 人でありますので、収容能力の面では十分な余裕がある状況でもございます。

このため、町といたしましては、現状の 13 カ所の拠点避難所をもって当面は対応してまいりたいと考えておりますが、たいこ岩にあるシャワー室、また調理場といった機能は、拠点避難所の運営を補助するものとして大いに役立つものでございますので、拠点避難所との十分な連携を図ってまいりたいと考えております。以上です。

7 番（岡村統正君）

確かに、建物そのものは大勢の人数を収容できるというような広さは、当然ないわけでありますけれども。ただ、あるいは山田地区、中村地区の住民にとって、避難できて、そこである程度日数を過ごせる、というようなことは当然考えられるわけであります。町全体としても、今、総務課長が申したように、何千人もの避難者を対象にしなければならないようなことが当然考えられますから、人手不足、物資の搬送、いろいろな面が出てくると思います。

そういったことから、このたいこ岩の建物、これをですね、将来的には今すぐとは申しません。将来的にはそういった施設というような形で指定をすべきではないかというふうに考えます。将来的にはそういった考えはあるのかなのか、お聞かせ願いたいと思います。

総務課長（横山覚君）

先ほどの、議員のですね、尾川地区の災害の状況、昔の災害のことも含めまして、いろいろ考える中でですよね、この拠点避難所、十分に町としてはそのキャパ、許容量があるわけですがけれども、個々の場所において、そういうふうな事例もあり、そういう歴史もあるというような中で、そういうことを考えた場合にはですね、当面は連携した形をとるということでございますけれども、将来的にはそういうことも検討していくことが必要なのかなというふうには思います。

7番（岡村統正君）

ぜひですね、そういった方向で考えていただきたいと思いますが、ここへ渡る橋というものがございます。これが上流から数えてですね、5カ所ある。西山川にかかる橋を入れると7カ所の橋梁がございいます。全ての橋の耐震化は無理でございいます、当然。この中の1本、尾川若木団地前の橋の耐震化も考えておく必要があるかと思っておりますけれども、そのへんは指定になった場合、どうお考えでしょうか。お聞かせ願いたいと思います。

産業建設課長（渡辺公平君）

お答えいたします。現状での取り組みについてお答え申し上げます。まず、県道長者佐川線、中村です。そこからたいこ岩までの経路にかかります柿ヶ久保橋、町内の町道橋に関する計画であります佐川町橋梁長寿命化修繕計画に沿いまして、本年度に長寿命化工事に入るようにしてございます。

また、同じく県道長者佐川線から緊急用ヘリコプター離着陸場を經由して西山耕の町道に至る、この町道とその経路にあります柳瀬川にかかる井領橋、それと西山川にかかる島の宮橋、これにつきましては、まだ実施できるかどうかとかいうことは具体的なことは全く未定ではございますが、橋のかけかえと町道の拡幅を国の事業であります佐川町地域防災減災推進計画、この中に本年度中に位置づけるように、今準備をしておるところでございます。以上でございます。

7 番（岡村統正君）

今、建設課長が御答弁していただきましたが、3本の橋の一応予定というか、お考えということで伺いましたが、よろしゅうございますかね。

（「はい」の声あり）

井領橋を抜けたヘリコプターの緊急離着陸場に向かう道路の拡張を今、ちょっと触れておったとお聞きしましたが、それでよろしゅうございますか。

産業建設課長（渡辺公平君）

ちょっと私の答弁があれでしたかな。まず、緊急用ヘリコプター離着陸場、ここへ県道長者佐川線から行きますと、道も狭い町道です。そこで、柳瀬川にかかるのは井領橋。その離着陸場を過ぎて西山のほうに行きますと、西山川のほうには島の宮橋という、これ小さな橋ですが、あります。それ行きますと、西山耕の町道にまいりますね。その道路自体の拡幅と、その2本の橋のかけかえ、これの計画を先ほど申しました佐川町地域防災減災推進計画の中に位置づけるようにしてございます。

現在、この計画策定をしておる段階でございますが、これが実際やれるようになるのか、果たしてまたこれがいつ実施できるようになるのか、いうことはまだ未定でございます。

それともう一方、たいこ岩、集落活動センターたいこ岩に行くのには、柳瀬川にかかる柿ヶ久保橋という橋を通っていかないけません。この橋については、佐川町橋梁長寿命化修繕計画いうものを立ててございます。これに沿って本年度中に長寿命化工事を行う予定であります。以上です。

7 番（岡村統正君）

よくわかりました。ぜひですね、そういったことで計画通りに進

めていただきますように、よろしく願いをいたします。建設課長のほうには突然ふりましたけれども、ありがとうございました。

以上をもちまして、私の今6月定例議会への質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（藤原健祐君）

以上で、7番、岡村統正君の一般質問を終わります。

ここで、食事のために、1時30分まで休憩します。

休憩 午前11時48分

再開 午後1時30分

議長（藤原健祐君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

10番、永田耕朗君の発言を許します。

10番（永田耕朗君）

10番議席の永田でございます。今回は、ただ1点であります、3月議会に続いて医師住宅についてでありまして、また聞くのかと言われるかもしれませんが、何とかの一つ覚えというようなことでお笑いにならないように、ひとつお願いをします。

今回は、少し町長の周辺が変わっておるかと思いますが。実は新婚さんの新居になるかもしれない医師住宅へ冷や水を浴びせるようなことになって、大変失礼になるかと思いますが、この5月の議会との住民懇談会の中で、この医師住宅につきまして町民の方から意見がございました。

やはり、目的外使用ということを言われたわけでありまして、そしてまた、私のところにも数多くの電話が町民の方々からかかってまいりまして、やはりこの町民の皆さんが疑問を感じる、あるいは違法性を指摘する以上、議会としても、また議員としても、この医師住宅の使用について、見て見ぬふりをするわけにはいかないということでありまして。

今、佐川町では、町長官舎のようなものを認めていないわけでありまして、近隣町村でも、私の調べた範囲では事例がないわけでありまして。3月議会で、町長はいろいろな理由を言われましたけれども、町長が公共の財産を私用で独占するということは、常識的判断で、あってはならないことであろうと私は考えるものであります。

3月の答弁では、総務課に相談をして12月に判断をした、との答弁でありましたが、町長が医師住宅へ入居をするということは、誰が許可をしたのか、まずお聞かせをいただきたいと思えます。

病院事業副管理者兼事務局長（片岡博彦君）

永田議員の御質問にお答えをいたします。町長の職員住宅へ、病院事業職員住宅と現在申しますけれども、職員住宅への入居につきましては、病院事業管理者でございます高北病院の院長が承認をしたものでございます。以上でございます。

10番（永田耕朗君）

ただいま、事務局長から病院管理者の院長のほうから許可があったという説明でありましたが、それでは、この許可の理由、根拠を説明願いたいと思えます。

病院事業副管理者兼事務局長（片岡博彦君）

お答えをいたします。現在、佐川町病院事業職員住宅管理規程というものが、平成26年12月26日の公布、翌年27年1月1日からの施行でございますけれども、これに基づきまして、判断をしております。

この中で、入居できるものとしたしまして、医師、医師以外の病院職員、それと病院事業管理者が病院事業の事務または事業の円滑な運営に支障がない範囲において、特に認めた者を入居させることができるとしておりまして、町長の入居につきましては、このいわゆる特認によって入居を承認したものでございます。

その判断の理由でございますが、一番目といたしまして、大変申しわけないことでございますけれども、職員住宅は全14室ございます。これが去年の1月の段階では、7室空室となっております。当面、医師等の入居も見込めないことから、病院事業の運営に支障がないものと判断をいたしました。

また町長は、町内に自己所有の住宅がなく、また町長公舎もなく、民間の住宅を借りてお住まいでしたけれども、大変いろいろと不便が多いと。転居先を探しておられるという状況であるということ。それから、危機管理等の面からできるだけ役場等に近いところにお住まいを構えたいと、こういう御意向があると。そういう意味で、立地条件が非常にかなっておると。そして、私ども職員住宅の施設の有効活用という面からも、望ましいのではないかと、そういったことから入居を承認したものでございます。以上でございます。

10 番（永田耕朗君）

いろいろ言われましたが、まずその特認、特認で管理者が認めておる者は誰と誰か、それを説明願いたいと思います。

病院事業副管理者兼事務局長（片岡博彦君）

お答えいたします。町長 1 名のみでございます。

10 番（永田耕朗君）

職員住宅管理規程というものが、今年の 12 月 26 日に管理規程ということで公布をされておりますけれども、本来、医師住宅として平成 10 年に設置されておりますけれども、この設置目的としては医師住宅ということで建築がされたわけでありまして、補助金も、また予算も、議会で医師住宅ということで認めておるわけでありまして、今回のこの規程というものは、もともとの設置目的と反しておるということで、この管理規程というものは無効であると、議会の立場から見ると、そう解釈いたしますが、いかがなものでしょうか。

病院事業副管理者兼事務局長（片岡博彦君）

議員御指摘のとおり、この職員住宅は、平成 9 年度に医師住宅として建設をいたしました。ちなみに、建設財源に補助金は当たっておりません。

医師住宅として建設をいたしまして、平成 10 年度から使用を開始いたしております。使用を開始するに当たりまして、この職員住宅を佐川町営特殊住宅管理条例に基づく町公舎と位置づけ、同条例に依拠して高北国民健康保険病院職員宿舎管理規程を制定し、この規程に基づいて運用を行ってまいりました。

ちなみに、この規則では、入居資格者は高北病院に勤務する医師及びその家族に限定をしておりました。その後、佐川町営特殊住宅管理条例は平成 18 年 11 月 1 日付で廃止をされまして、職員住宅管理規則は、規則としてはその効力を失うことになりましたが、その際に新たな規則の制定等を行わず、昨年 12 月に現行の規程を制定するまでの間、職員宿舎の運用方法はもとの規則の考え方をそのまま引き継いで行っておりました。

住宅の入居状況でございますが、ここ数年、空き室が目立つようになりまして、昨年 4 月時点では、全 14 室のうち 6 室が空室となっております。そうした中で、昨年 6 月だったと聞いておりますが、役場の担当課から、当面、医師の入居が見込めないようであれ

ば、地域おこし協力隊、これは特別職の公務員に当たりますけれども、の宿舎として有効利用できないかという打診を受けました。

病院といたしましても。医師以外の病院職員を入居させるなど、空室を有効に利用したいとの考え方は一定ございましたが、しかし、職員住宅は建設財源に地方債を充当しており、施設の設置目的を医師住宅として県から起債を受けておりますことから医師以外の入居は、起債の許可条件に抵触するとの考え方をとってきた経緯がございます。

そのため、まず、医師以外の者に入居者の範囲を広げることは可能かどうかについて、県などに意見を求めましたところ、医師の入居を優先し、公益性のある用途に使用するなど、本来の目的を阻害しなければ、差し支えない旨の回答でございました。

そこで、このことを踏まえまして、入居者の範囲を見直しを行いました結果、今後も医師の入居を最優先にすることを前提にしつつ、施設の有効活用、職員の利便性の向上等の観点から、入居対象者の範囲を医師以外の病院職員に拡大することといたしました。またさらに、見直しを検討する発端となりました地域おこし協力隊など、病院以外の者の入居の可能性についても想定をし、病院事業の事務または事業の円滑な運営に支障がない範囲において、管理者が特に認めた者についても入居させることができることといたしました。

こうした経緯を経て、昨年 12 月 26 日付で現行の規程を制定したものでございます。以上でございます。

10 番（永田耕朗君）

先ほどの説明では、入居の特認は町長だけというお話でありましたが、今の説明とちょっと食い違いはないか、確認をしたいと思えます。

病院事業副管理者兼事務局長（片岡博彦君）

特認規程は設けておりますが、現在、入居の希望があつて、特認で入居を認めている者は町長だけでございます。

10 番（永田耕朗君）

なんか、事務局長の答弁が曖昧であります。ここに私も、宿舎規則、従前のものと新しい管理規程というものと持っておりますけれども。もともとの医師住宅の設置目的というものは、医師の住宅確保ということで建てられたものでありまして、今回、町長が医師住宅へ入居する目的がために、急遽 12 月に新たな規程を公布し

たのでないかと、極めてそういうような状況が疑われる。そういうことかもしれません、これは。

今の事務長の答弁からいうと、町長だけ特認ということが付け加えております。従前の管理規則によりますと、全て病院に勤務する医師ということであります。それ以外の入居資格はございませんが、今回、後から付け足したような特認条項を足しておるが、これは、いかにも町長のためにつくった規程ではないかと思いますが、それを確認したいと思えます。

病院事業副管理者兼事務局長（片岡博彦君）

確かに、タイミング的に考えまして、そのような疑念を生じさせることもあるかと思えます。大変、そのあたりは、事務処理のやり方が申しわけないと思えます。

ただ、私もこの4月からの勤務でございますので、その当時のことに関しまして、逐一、みずからの目で見、耳で確認したわけではございませんので、現在おる職員、それから前任の事務局長等に、いろいろと当時の事情は確認をいたしました。ただ、議員のおっしゃるように、町長を入れんがために、こういう規程をつくったということは全くないという明言を得ているところでございます。

10番（永田耕朗君）

いや、状況をね、見たときに、町民の目線から見たときには、町長が3月の答弁では、昨年6月ごろから、どこか入居を考えておったと。そして総務課に12月に相談をしたというような答弁でございましたが、これは極めて、町長のために規則を規程にねじ曲げたと言われても仕方のない状況でありまして、本来、町長がこういった無理難題で公共の建物に入ること自体が町民目線でない。町民に疑問を抱かず、疑惑を抱かず。

この町営住宅は以前に火災で焼け出された方に、何とかあれへ入らせちゃってくれということも以前にございました。しかしながら、医師住宅だからまかりならんというような歴史があるわけで、そういった、町民が火事に焼け出されてそういった困窮しておる人に対してでも、医師住宅であるからあれに入居させないという事例があるわけでありませう。

それを今回、前事務長といえども、こういった病院の管理者が町長を優遇さすような規程を設置したということは、議会に相談もない、もともとのこの医師住宅設置については議会で予算も認めておる。

そうしたもので、今回、町長の官舎を認めておらない佐川町で町長が入居するがために、こういった規程を、町長の判のない規程を公布しておるということは、非常に、病院の管理者としては不手際じゃないかと考えるわけではありますが。事務長の立場から御答弁を願います。

病院事業副管理者兼事務局長（片岡博彦君）

お答えをいたします。手続面等でいろいろと不明瞭なところがあるという御指摘かと思えますけれども、そういったことを、疑惑といいますか、持たれること自体は、確かに病院事業の事務の執行、事実上責任者といたしまして大変申しわけなく、非常に重く受け止めておるところでございます。

ただしかし、こういった、いろいろへりくつを述べるつもりはございませんけれども、予算として確かに、当時、医師住宅として建てさせていただきたいということで議決を得た、それは事実でございますので、その方向で運用していくことは今後も変わりはありませんが、ただ、その間いろいろと時間もたっております。医師住宅にこだわって、空室のままずっと置いておくということも、これもまた町民の皆様のお金を使って建てさせていただいたものあり方としては、好ましくないのではないかと。既に相当期間空室が続いておるのでございますので、もっと早く、本来なら医師でございませぬけれども、医師の入居がないなら、それ以外の、基本的な病院事業としての有効な活用策を考えるべきであったと思えます。

遅きに失したとは思いますが、またそのタイミングとしては非常に疑惑を抱かれるような時期になっておりますけれども、一定、病院事業管理者の裁量の範囲内として、こういう規程を設けさせてもらったと。そして今後この運用をしていこうというふうにご検討するものでございますので、何とぞ御理解をお願いしたいと思います。

10番（永田耕朗君）

町長には後ほどお尋ねをいたします。少々お待ちくださいませ。今、事務局長の答弁で、病院の空き室があるから有効活用というようなことがございましたけれども、病院事業としては一般会計からかなりの額の繰り入れがあつて運営をされておる。その中で、今回のような、例え空き室があるといえども、法をねじ曲げたような規程で、町長のために入居規程をつくるというようなことは、極めてこれは不自然であろうと思えます。

いかなる弁明をしようとも、町民はこのままでは承知しないと考えるわけであります。町民の財産に対して、行政の長が無理やり規則を規程を変えてまで入居するということが、許されることではないと考えるわけであります。

また、今、使用料、使用料というものがどれくらいで貸し出されておるのか、それも含めて御答弁願いたいと思います。

病院事業副管理者兼事務局長（片岡博彦君）

法をねじ曲げてということに関しましては、私ども具体的に、何かの法をねじ曲げたというふうには思っておりません。

それから使用料につきましてですが、それともう一つ、先ほども申しましたように、町長を入居させんがためにこのような規程をつくったということにつきましては、私どもはそういうことではございません。先ほど経過について御説明をさしあげたとおりでございます。

それから家賃でございます。使用料でございますけれども、月額2万5,270円。それと駐車場の使用料が2千円。合計しまして2万7,270円でございます。

10番（永田耕朗君）

事務局長がねじ曲げてないと言われますけれども、特認が町長だけと、特認が町長だけと言われましたが、町長のためにこの規程をつくったと言われても仕方がない、これは。一般町民感覚では、これをねじ曲げちゅうと私は解釈しますが、特認が町長だけということは、町長のための規程じゃないんですか。

病院事業副管理者兼事務局長（片岡博彦君）

先ほども御説明をいたしましたけれども、規程の見直しをするきっかけとなった地域おこし協力隊の入居、その後これは入居したいという具体的な御要望がありません。この規程ができてから後に、特認条項に当たる入居の申し込みがあったのは町長だけでございます。

10番（永田耕朗君）

ちょっとかみ合いませんね、答弁が。これ、その規程ができてから申し込みがあったのが、町長だけというようなことを言われておりますけれども。これは、実際、町長が医師住宅へ入居したいと、そういう意思のもとに管理規程がこしらえられたものであると思います。そしてその町長の意思によって、特認は町長ということを

事務長が言われたのではないかと思いますが、もう一度確認します。
病院事業副管理者兼事務局長（片岡博彦君）

どうお答えしたらいいのか、ちょっと言葉に困りますけれども。
特認規程を適用して、これまで入居いただいておりますのは町長だけで
ございますが、町長を入居させないためにこの規程を設けたという
ことはございません。

10 番（永田耕朗君）

事務局長の立場からいえば、そういう答弁しかできないかもしれ
ませんが、今回のこういう町長の医師住宅へ入居に対しての
規程、変更というものは、極めて町民に疑念を持たず。こういった
ことは、あってはならんことじゃと。ここの議場において職員
の皆さんも、議員の皆さんも、口には出さんかもしれんけれども、
いろいろな事情もあろうと思いますけれども、腹の底では、これは今
回ちょっと無理じゃと、こういうことは事例がない、ちょっと無理
ではないかという感じをお持ちの方も多いと思います。

県の町村会、あるいは県の議長会に問い合わせても、こういった
事例がないので、なかなか解決策をよう見出せない。返事がない。
こういった事例は想定外というようなことを言われております。

もともとこの医師住宅の設置のときに、こういったことを想定し
ていない。町長が医師住宅へ入居をするじゃいうようなことは想定
せずに設置をしておる。それが今回、こういったことで町長が医師
住宅へ入居をされたということは、非常に残念。また首長として、
こういったことはするべきじゃない、せられんことじゃと。人間と
して、やはり我田引水的なことを、また特に公人として今の立場に
立ったときに、我田引水的なことは控えなければならない。特に気
をつけなければならないところであろうと考えるわけであります。

先ほど、2万5,270円の使用料と言われましたが、再度、事務長
にお伺いいたしますが、この医師住宅の面積あるいは部屋数を説明
いただきたいと思います。

病院事業副管理者兼事務局長（片岡博彦君）

お答えいたします。部屋につきましては、面積別に3つのタイプ
がございます。一番小さいものが一部屋67平米、これが3戸ご
ざいます。それから78平米のものが8戸。それから89平米のもの
が3戸ございます。以上でございます。

部屋数は14室でございます。

10 番（永田耕朗君）

いやいや、その、町長が入居されておる部屋、2LDKとか3LDKとかあろうと思いますが、その部屋の状況をお知らせ願いたい。病院事業副管理者兼事務局長（片岡博彦君）

部屋の面積につきましては、78 平米でございます。間取りにつきまして、すみません、資料がちょっと今、見当たりませんでして、改めてまたお伝えをさせていただきたいと思っております。

町長（堀見和道君）

御質問ありがとうございます。部屋数ということですので。3LDKになります。以上です。

10 番（永田耕朗君）

それでは、町長にお伺いをいたします。この 78 平米で3LDKの使用料が2万 5,270 円ということではありますが、平均的な町営住宅の面積が 67 平米であります。この、町長 78 平米で2万 5,270 円という家賃、高いとお思いか安いとお思いか、御答弁を願います。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。まず、いろいろ永田議員のほうから御発言ありました。ねじ曲げているのではないかと、無理やり入居したのではないかとのお話ありましたが、そういうことのないように、何度も、県にも確認をしてください、という話をさせていただきました。

6 月から、私が住むところを探してたという永田議員の発言ありましたが、私が引っ越し先を探し始めたのは、12 月の、もうほんと 20 日ごろです。6 月の時点では、地域おこし協力隊が医師住宅に入れないのかどうなのか、その確認をしてほしいという話をしました。そのときに、地域おこし協力隊が、もし入れるということであれば、仮に、今、町長公舎がありませんので、同じ特別職として町長も入れますか、そういうことも聞いてくださいということは話をさせていただきました。

高知県内で、県知事を除いて首長公舎があるのは、1カ所だけだというふうに聞いております。その中で、私は3月の答弁でも話をさせていただきましたが、一時期、知事公舎、市長公舎、町長公舎等が世の中の、すごく、悪のような話をされた時代が、日本全国少しあったような気がします。その過度な、華美な知事公舎は必要ないんじゃないかということで、その知事公舎を土地ごと売却をして、

県庁の近くのマンションを購入をして知事公舎とされたという話も聞いております。

そういう中で、これは私が、もうほんとに配慮が足りなかったと思いますが、ほんとに冬が寒くてですね、去年の12月が特に寒くて、体がちょっとおかしくなったこともありまして、急遽、去年の12月に医師住宅に引っ越しさせてもらえないかというお願いを病院側にさせていただきました。

そのときに、家賃をどうする、規程的なものをどうするっていうのは、病院側に任せておりましたが、県のほうに規程があります。知事が今住まわれてる知事公舎も、その県の規程で定められてる家賃で入居をされております。私が勝手に決めるわけにはいきませんので、病院側に話をし、決めてくださいと。病院側としても、県のほうで規程をしてる面積当たりの家賃、それで算定をして決めたというふうに聞いております。

一般の民間のアパート、マンション、同じ面積78平米の、私が今住まわせていただいている医師住宅の面積からいくと、安い家賃になってる、そのように思います。ただ、私のほうで、無理やりこの家賃を決めたわけでもありませんし、病院側も勝手に決めたわけではなくて、県のほうの規程で決めております。

この家賃が高い、低い、この話は国のほうでも出てる話だと思います。国会議員の議員宿舎、赤坂にあつて、あんなに広い面積があつて、何であんなに安いのか、と。それと同じだというふうに考えております。

尾崎知事が今住まわれてる住宅もございます。これも、あの場所ですらと比べて、同じ面積で比較すると、安い家賃になっていると思います。そういう規程で、今、法的な住宅の家賃は定められているというふうに考えてます。以上です。

10番（永田耕朗君）

この医師住宅が県の公務員宿舎の規程に沿っておるか、私もそこまでは調べておりませんが、例えば、これを、町長が管理をしてる町営住宅、町営住宅と比較したときには、格段の開きがあるわけでありまして、一般の町民の皆さんには、町長の名前で町営住宅を貸し出しておるわけでありまして、この町長の今の入居しておる使用料を公表したならば、町営住宅の、役場の管理というものは、これは大変なことに、乱れてしまうと考えるわけであり

ます。

仮に、町長の歳費は公表されておりますので、町長の所得で町営住宅へ入った場合には、今の佐川町の町営住宅の条例によりまして、9万7,100円。これを、町民には貸しておるわけでありまして、それは町長が管理をしておる。それで、片や町長御自身は、町営住宅の平均的67平米よりももっと広い78平米で2万5,270円と。

これが適正かどうかといったときには、町民はなかなか納得はできないと考えるわけでありまして、この今の状態ならば、町営住宅の管理というものが、これから非常に混乱を来すと考えるわけでありまして、町長、答弁を願います。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。町営住宅のほうにつきましては、所得が低い方に安心して入っていただけるようにという家賃の設定になっておろうかと思えます。所得が高い人には、過度に高い家賃の設定になっておりますので、9万何がしという数字になるのは、今の規程上致し方ないというふうに思えます。

管理がってという話もあります。私自身、今回の入居に関しては、永田議員がおっしゃるように、私の配慮が足りなかったというふうに考えております。県にも確認をして私が無理やりではないにしろ入居をしてるということは事実でありますので、永田議員のお考えを真摯に受け止めさせていただいて、できるだけ早く、私自身家を構えて退去させていただきたいと、そのように考えております。以上です。

10番（永田耕朗君）

その言葉を待っておりました、実は。何で、こんなに議会で個人的なことまで取り上げられて、町長は医師住宅に固執するのかと。佐川にはいくらでも民間の賃貸住宅があるわけでありまして、前回言われたように、危機管理、今回事務局長も言われましたけれども、危機管理あるいは町長が不便であるとかいうようなことを言われておりましたけれども、今、民間のところを探すという御答弁がございました。

本来ならば、3月議会が終了時点で、そういうようなことになっていただいていたら、こんな、いやなことを申し上げる必要もなかったわけでありまして、今回は、今後また医師住宅というものが本当に不要な状態であるならば、町長が再三言われておりますけれ

ども、定住・促進用の住宅に向けるとかいうようなことで議会に諮れば、何ら異論はないわけでありまして、今回、特に一般の職員なればこそ、特に特別職の町長が管理者であります町の施設へ入り込んでそこで生活をする、そしてまた一般の町営住宅の家賃からいうたら、はるかに安いところで生活をするということに、町民が大きな疑問を抱いたわけでありまして。

少し、つけ加えますと、一般の町民の方々は持ち家があり、またその土地に対しても、固定資産税を払っておる。それは町長の名のもとで課税をされておるわけでありまして、今回、町長が医師住宅に入られて生活をされておるということで、非常に町民からは負担の公平、平等ではないじゃないかというような声が出てまいりまして、私も、再三この問題について申し上げにくいところでありましたけれども、申し上げました。

そしてまた、災害対策、危機管理の上でということも、たびたび事務長のほうからも、また町長の3月の答弁以来言われておりましたけれども、どこの町村長も、これは、危機管理ということは、もう当たり前のことでありまして、県下で最大の津波が予想されております黒潮町の大西町長、電話で聞いてみますと、役場から2キロほど離れておると。自宅から通勤をしておるというようなことでありまして、どうしても今の場所でおらなければ、危機管理が発揮できないということではないと。

佐川にはいくらでも賃貸がありますので、ぜひとも、町民からこういった誤解、あるいは疑念を抱かれないような身辺、足もとをきれいにさせていただいて、さらに町政に邁進していただきたいと思うわけでありまして。

いろいろ、今回のことでは、自治法にも、適正な対価での貸してないというようなことで、自治法にも触れりゃせんかというようなこと、いろいろ資料は構えておりましたけれども、町長が、そういった展望を見せていただきましたので、今回の質問は終わります。ありがとうございました。

議長（藤原健祐君）

以上で、10番、永田耕朗君の一般質問を終わります。

これで、今定例会に通告がありました全ての一般質問を終了します。

日程第2、常任委員会審査報告について、を議題とします。

総務文教常任委員長の報告をお願いします。

総務文教常任委員長（西村清勇君）

（以下、「総務文教常任委員会審査報告書」朗読）

以上でございます。よろしく申し上げます。

議長（藤原健祐君）

質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

受理番号5、陳情書、2017年4月の消費税率10%への再引き上げ中止を求める意見書採択のお願いについて、委員長の報告は採択です。

委員長の報告どおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。
賛成多数。

したがって、受理番号5、陳情書、2017年4月の消費税率10%への再引き上げ中止を求める意見書採択のお願いについて、委員長の報告どおり採択することに決定をいたしました。

受理番号1、2016年度地方財政確立に向けた地方自治法99条に基づく議会採択について、委員長の報告は採択です。

委員長の報告どおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。
賛成全員。

したがって、受理番号1、2016年度地方財政確立に向けた地方自治法99条に基づく議会採択については、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

受理番号2、「国の責任による35人以下学級の前進」をもとめる陳情について、委員長の報告は採択です。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、受理番号 2、「国の責任による 35 人以下学級の前進」をもとめる陳情については、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

受理番号 3、「大学生への給付制奨学金創設」を求める陳情書について、委員長の報告は不採択です。この陳情について、原案のとおり採択することに賛成の方の挙手を求めます。

休憩します。

休憩 午後 2 時 20 分

再開 午後 2 時 21 分

議長（藤原健祐君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

委員長の報告は不採択です。この陳情について、原案のとおり採択することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成多数。

したがって、受理番号 3、「大学生への給付制奨学金創設」を求める陳情について、採択することに決定をいたしました。

受理番号 4、国の教育予算を増やして「高校無償化」を復活し、給付制奨学金の確立を求める陳情書について、委員長の報告は不採択です。

この陳情について、原案のとおり採択することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成少数。

したがって、受理番号 4、国の教育予算を増やして「高校無償化」を復活し、給付制奨学金の確立を求める陳情書について、不採択とすることに決定をいたしました。

受理番号 6、「先生のいない教室」・教職員不足を解消するために、臨時教職員・正教職員確保のための一層の施策充実を求める陳情書について、委員長の報告は採択です。

委員長の報告どおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、受理番号 6、「先生のいない教室」・教職員不足を解消するために、臨時教職員・正教職員確保のための一層の施策充実

を求める陳情書については、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

以上で、本日の日程は、全部終了しました。

次の会議を、11日の午前9時とします。

本日は、これで散会します。

散会 午後2時23分

